

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成19年12月12日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第59号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第61号 愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第4 議案第62号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第63号 愛西市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第64号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第65号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第66号 愛西市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第9 議案第67号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第68号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第69号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第70号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第71号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第72号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第75号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第76号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第77号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第78号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第79号 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 請願第2号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願について
- 日程第21 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	13番	近藤 健一 君
14番	小沢 照子 君	15番	後藤 和巳 君
16番	堀田 清 君	17番	加藤 和之 君
18番	古江 寛昭 君	19番	大島 功 君
20番	大宮 吉満 君	21番	永井 千年 君
22番	黒田 国昭 君	23番	中村 文子 君
24番	加藤 敏彦 君	25番	加賀 博 君
26番	宮本 和子 君	27番	石崎 たか子 君
28番	佐藤 勇 君	29番	太田 芳郎 君
30番	柴田 義継 君		

◎欠席議員（1名）

12番	八木 一 君
-----	--------

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君
教育部長	水谷 洋治 君	経済建設部長	篠田 義房 君
上下水道部長	若山 富士夫 君	市民生活・保健部長	八木 富夫 君
福祉部長	加賀 和彦 君	消防長	古川 一己 君
佐屋 総合支所長	藤松 岳文 君	立田 総合支所長	飯田 十志博 君
八開 総合支所長	水谷 正 君	佐織 総合支所長	伊藤 忠俊 君
保険年金課長	水谷 辰也 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤 辰雄	議事課長	服部 秀三
--------	-------	------	-------

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

12月定例会の議案質疑を行います。

12番・八木一議員は欠席届が出ておりますので、ここで御報告をさせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第59号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

それでは質疑を行います。

議案第59号ですけれども、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、特にこの中でも大きな影響が出ると思われる地域手当の問題について質問をいたします。

8%ないし9%が3%になることによって、どのくらいの職員の給与に影響が出るのか。平均額、また少ない人、それから多い人、金額では幾らでしょうか。

また、愛西市のラスパイレス指数は幾つになっておるのでしょうか、まずお尋ねをいたします。

○総務部長（中野正三君）

まず、各職員の影響額ということでございます。これは地域手当のみですが、モデル的に職員のところをリストアップしまして、扶養のあるなし、人数の関係がございまして、節目節目のところでも申し上げます。地域手当でございます。30歳の主事で月額1万950円のマイナス、そして40歳の係長で1万7,280円のマイナス、50歳の課長補佐で1万9,245円のマイナス、そして50歳の課長で、これは扶養があるわけでございますけど、2万3,150円のマイナス、そして55歳の部長で、扶養がございせんが、2万5,220円のマイナスということでございます。

ラスパイレスでございますが、19年4月1日で86.6でございます。

○24番（加藤敏彦君）

申しわけないですけど、今それぞれの月額のマイナス分が示されましたけど、年額ではすぐ出ますか。あわせて年額で。

○総務部長（中野正三君）

今、私、ラスパイレスを間違えました。87.6でございますので、申しわけございません。

それで、年額といいますのは、地域手当プラス、地域手当の率が期末勤勉に波及してまいります。それを含めて申し上げますので、お願いを申し上げます。

今、30歳の主事と申し上げました、これが18万675円、そして40歳の係長で27万2,283円、そ

して50歳の補佐で30万9,253円、50歳の課長で38万3,719円、55歳の部長で41万5,716円ということモデル的に把握しております。

○24番（加藤敏彦君）

ありがとうございました。年額で出していただくと、期末の関係なども含めて一面わかりやすいと思うんですけども、やはりある面では1月分の給料がなくなる方も見えるんじゃないかと思うんですけども、大変大きな影響が出るわけです。そういう点で、一つは、愛西市は今議会に提案されておりますけれども、こういう問題について、どこでもきちっと出されているのか、やはりまだちょっと様子見というか、十分検討されておられるところがあるのか、そこら辺をひとつお尋ねしたいと思うんですが。

○総務部長（中野正三君）

県下ほとんどが出されるというか、もう既におやりになるということは聞いております。ただ、西尾張8市といいまして、犬山から南の方へ、弥富まででございますが、この時点で私どもがお聞きをしておりますのは、稲沢市が18年の3月議会で既にこの条例改正をおやりだと。そして江南市と津島市においては、19年の3月議会で改正済みということで聞いております。そのほか、私どもを含めて5市でございますが、1市を除いてこの12月議会でお願ひし、1市だけは来年の3月議会を予定しているということは聞いております。

○24番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。提案の時期が、既に行ったところもあれば、これからのところもあるということがわかりました。

あと、国の改正に従ってという形の提案であります。影響が余りにも大きいので、すぐ実施できずに、22年からという形にもなっておりますけれども、一番の当事者であります職員の方々の意見は聞かれておるでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

いろんな意見はあろうかと思いますが、ただ、当初、上程の折にも申し上げました。これは国の特別交付税の算定において影響が出るということが出たのが2月の下旬、たしか7日の会議だったと思いますが、それで財政担当の方にそのことが示されました。18年度の特別交付税における影響を回避するには、その後1週間ほどで実は条例改正をしなければならない状況でございました。私どもとして、それを回避するために、実はその時点で県下の大半のところはそれに向けて努力をするというような内容の回答を、県を通じて総務省の方へ上げておりました。そういうことを踏まえて、職員にはお願ひという形で今回もさせていただいております。いずれにしても、特別交付税に影響が出るということは、やはり市の財政にも影響があるということでございますので、そういうことで職員にお願ひはしてまいりました。

○24番（加藤敏彦君）

今、部長が説明された、特別交付税に影響が出るという点の内容をもう少し伺いたいんですけども、県を通じて対応していくということで影響が見送られるのか、影響が今年度あるのかということと、なぜそういう影響が出てくるのか、国の方針の考え方について説明を願いたい

と思うんですが。

○総務部長（中野正三君）

18年度自体は、実質私どもの財政の方の積算において影響額、私どもと県が算定しました額、その差の5%、その額が9,669万円ということでございます。その10%が影響が出たと。996万9,000円が影響が出たというふうに試算ができるということは聞いております。ただ、交付税自体の出場の総額が絞られているということはあるだろうと思いますが、その辺でどういう方針でされたかということは、明確な答えは返ってきておりません。ただ、国の指定のものに合わせないところにおいては影響を出すぞという話は承ってきておるところでございます。

○24番（加藤敏彦君）

給与に関する条例の改正に、特に今回、地域手当の改正をすることによって、職員に対して大きな影響が出るということを確認させていただきました。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

大変大きな影響が出ているわけですが、給与の関係で、合併前に4町村で給与格差があったと思います。合併後にこれを是正するという方針になっていたと思いますが、はや2年半以上過ぎたわけですけれども、その辺の予定についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

ごもっともな御指摘でございまして、そういった関係についても、今基礎データなどをきちんと調製しながら、速やかにそういった見直しができるような準備体制を整えているところでございまして、早くやるよう努力しているところでございます。そういうことで御了解いただきたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

今、影響額について、ちょっと部分的な説明にとどまっておりますので、今回の改正、大きく言って4点あるかと思いますが、それぞれの影響額、そしてそれらを全部加味した、今、年齢別だとか事例を挙げて説明されておりますが、資料をつくってみえるようであれば、その全体像について説明していただきたいんですが。

○総務部長（中野正三君）

全体像といいますのは……。

○21番（永井千年君）

4点かね、大きく言うと。4点の改正点があると思いますが、それぞれについて、今、地域手当の問題についての説明がありましたけど、それ以外についてもちょっと説明していただいで、全体でどれだけ影響があるのか説明いただけますか。

○総務部長（中野正三君）

地域手当の部分においては、今年度の予算における反映はされておられません。そのことは御承知かと思いますが、今回の補正を組んだ額の話でよろしゅうございましょうか。例えば給料でいきますと、今回3級以下のところでのものが出てまいります。給料表の改正でございますが、今支給総人数が568人でございますが、そのうちの164人の給料に影響が出るということは、プラスに転じるということでございます。総額として、月額でございますが、23万4,200円でございます。これは改正前、改正後でございますと、7%の影響が出るということでございます。扶養手当の500円については、資料を実は持ち合わせておりませんので、よろしく願いをいたします。期末勤勉の0.5%、これも今補正額に上げさせたところが実は影響が出るというところでございます。

○21番（永井千年君）

だから、それぞれの内訳を出していただきたいとお願いしているんですが、今ちょっと数字が出なければ、改めて御報告をいただきたいということが1点であります。

もう1点、先ほどの地域手当については、これは生涯賃金に影響を与えるだけではなくて、退職金にも影響が出てくるだろうと思いますが、そういうことはないんでしょうか、説明をいただきたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

退職金は本給でやっておりますので、退職金への影響はないというふうに考えております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第60号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第60号について質問をさせていただきます。

まず、今回この65歳から74歳の高齢者の方に対して、年金から国民健康保険料を天引きするという形での法律が通ったわけです。その点でまず基本的にお伺いしたいのは、今回の対象者に対する年金額別の人数、階層別の人数をお聞きしたいと思います、どうでしょう。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それではお答えをさせていただきます。

今、議員の御質問は、対象者の年齢・階層別といったような内容かと思いますが、年金から天引きをいたします対象者につきましては、この条例の一部改正案の中の提案説明の中でも御説明を申し上げたかと思いますが、再度御説明をさせていただきます。

世帯のうちの国保の被保険者の全員が、議員がおっしゃっていただきましたように、65歳から74歳までの世帯主、擬制世帯主さんにおいてはこれは除くわけでございますが、そうした方の年額18万円以上の年金を受給しておられる方でございます。ただし、介護保険料との合計額が年金の受給額の半分、2分の1を超える場合においては対象といたしません。そして、その判定はそれぞれの市町村で行うこととなります。

それで、天引き対象者の年金には、老齢退職年金ですとか障害者年金、遺族年金等があるわけでございますが、障害者年金と遺族年金に係る情報につきましては、現在、市町村の方で持ち合わせておりません。そういったことで、現在、いずれにいたしましても、65歳以上で年額18万円以上の年金受給者のデータにつきましては、それぞれの年金保険者さんから提供されることになっておりますので、そこで天引き可能な方が判明いたしますのは、現在のところちょっと不可能という御回答になるかと思っておりますので、その点お願いをしたいというふうに思います。

○10番（真野和久君）

ということは、現状のところでは、どのくらいの人にかかわってくるかわからないということになるわけですね。しかし、今回のこの改正によって、基本的に天引きということになれば、大変大きな負担をある意味強制的にやられてしまうということでは、非常に生活に大きな影響を与えるものだと思いますので、そうした基礎データというのは、いつごろになったら明らかにできるのでしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

当然4月からということでございますので、それぞれ年金の保険者の方から提供をいただかなきゃいけないわけなんですけど、今、いつと時期をお尋ねなんですけど、大変申しわけございません。はっきりと御答弁はさせていただけないんですけど、現在、この加入世帯といえますか、先ほど来の年齢の区分がございますので、現在私どもが、この年齢につきまして、65歳から74歳の国保の加入世帯でございますが、世帯数にいたしましては約1万1,800世帯ほどございます。その中の2割ほどがこの対象者になるのではないかという見込みは現在持っておりますが、今の段階では、そうした割合でいきますと2,400人弱ではなかろうかという予定をしております。これはあくまでも18万円以上の年金の受給者でございますので、これ以下の方ですとか、合計額を申し上げました、いわゆる介護保険との合算でその該当から外れる方もございますので、こうした人数以下になるのではなかろうかというふうに思っておりますので、現段階ではそのような判断をいたしております。

○10番（真野和久君）

やはりぎりぎり生活されている方等の対応ということを今後しっかりと検討していかなきゃならないと思いますので、ぜひしっかりとデータを持って、また対応をお願いしたいと思

ます。

それと、当然これから徴収が年金からとなってくるので、例えば災害等の減免とか、そうした対応ですね。そうしたものはすぐに対応できるものなのでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

天引きにつきましては、基本的には現在の介護保険料のシステムと同様な形で進めていく予定であります。したがって、年金の天引きにつきましては、時間的な縛りと申しますか、年金の方から天引きをしていただくために、現行ですと約6ヵ月ほど期間を要するわけでごさいます。そういったことを考えますと、ただいまの御質問のような突発的なと申しますか、そういったものにはすぐには対応できない状況にごさいますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○10番（真野和久君）

しかし、例えば本当に災害とか、あるいは突然生活状況が変わってしまったりした場合は、本当に即座に現金収入がなくなるとか、あるいは必要になるということになってくるわけで、半年間の対応では非常に困ってしまうことになると思うんですけども、例えばそうしたときには、市の方から戻すというようなことはやるのでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

当然いろんな事態が想定されてくると考えてはおります。お尋ねのような場合もございましょうし、ただ年金の天引き部分につきましては、やはり社会保険庁サイドの、いわゆる年金保険者側の手続を当然踏む形になりますので……。ただ、特別徴収ばかりではございせん。普通徴収という手も当然現行残しておりますので、そういった部分で対応できる部分もございましょうし、なおかつ天引きをしておった方々につきましても、当然お亡くなりになるような場合も想定されます。そういった場合についても、還付の手続というのはございますので、それに類したような場合につきましても、そういった手段をとって対応していけるように考えてまいりたいと思っております。

○10番（真野和久君）

今回、そもそも法律そのものが高齢者の方々に対する生活の実態を見ていない極めてひどいやり方だと思います。そうした点で、本当にこれに関しては、本来ならばやるべきではないと思ひますし、その辺では私たちが本当に反対するわけでありましてけれども、しかし、現状の中でこうしたことが運営される場合に、やはり大事なことは、生活をされている方々にとって本当に大変な状況を、すぐに救済できるような対応をしっかりと市がきめ細かくやっていくことが必要であると思ひますので、そうした柔軟な対応をぜひともお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

24番・加藤敏彦議員。

○24番（加藤敏彦君）

国保を年金から天引きする条例案ですけれども、納税者の意思を尊重せずに、機械的に月額1万5,000円以上の人が対象となり、徴収されていくわけですけれども、例えばこの条例案の中に、本人の同意を得てというような改正は可能なんではないでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

今の天引き部分につきましては、基本的には18年の法改正に基づきまして国サイドの方で天引きをする旨の決定がなされております。したがって、お尋ねのような、特段そういう天引きに該当しない部分については、当然条例等に盛り込むことは可能と存じますが、一方的にそういった天引きをしないという旨の表現というのは、条例上しがたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○24番（加藤敏彦君）

国の法律を市の方で条例として再度決めていく場合には、やっぱり一定の裁量があるんじゃないかと思うんですが、そういう点で私は可能性があるような気がするんですけれども、例えば総務とか、市長とか、そういう点についてのお考えは持たれないでしょうか。

○副市長（山田信行君）

そういった思いはあるわけですが、私ども現に、住民税・市民税などでも天引き制度、特別徴収制度があるわけですが、これも本人の同意を得てというような項目はございません。そういうことからいっても、国保税、やはり難しいのではなかろうかと考えております。

○24番（加藤敏彦君）

ちょっと副市長は誤解されておられると思うんですけど、税金でも直接納めるのと振り込みでやられる方、ある面では年金から引くというのは、振りかえに相当するのではないかという点で、本人の同意をとるべきではないかという、一つは納税者主権の考え方と、それから天引きじゃない方は直接窓口を持っていくことも可能ではないかと、そういう選択の余地があるべきではないかという点で質問をしております。

○副市長（山田信行君）

そういった全般的なことは、これは全国的な問題でもございますので、もう少しよく研究・調査をさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

国民健康保険税については、この特別徴収と、さらに75歳からの後期高齢者医療制度の導入によって大変複雑になると思うんですが、その際、一つの問題として、国保税の減免に該当する、あるいは減免申請をする、こうしたときに、この特別徴収をされている方々についてはどのような取り扱いになるのか。それがぱっと65歳以下と同じようにできないということであれば、これは大変大きな問題になってくるだろうと思うんですが、基礎データについては市がつくるわけでありまして、例えば減免申請が出た時点で特別徴収を中止するというような措置と

というのはやっぱり考えていかないと、その年齢層の人だけ救われれないということになると思いますので、その点いかがでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

当然減免制度につきまして現行制度があるわけでございまして、特別徴収部分につきまして、当然特別徴収をする額というのは市の方で決めてまいる金額でございます。したがって、天引き対象になってみえる方が減免もしくは減額の対象者でございますれば、当然その額を先に減免もしくは減額した金額を天引きするという形になるわけですが、特別徴収をしている方が途中で減免等の対象になった場合、これはなるべく速やかにこちらの方は額の変更をする手続を踏みます。当然取り過ぎていた部分については、後ほど還付という手続でお返しをするという形になろうと考えております。

○21番（永井千年君）

具体的に年の途中で額の変更あるいは訂正の手続というのは、速やかにできるものなのか、一定の期間がかかっちゃうのか。長くかかれば、これは大変なことだと思いますので、そのあたりの事務手続はどうなっているのでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

恐れ入ります。まだ天引きにつきまして詳細についての示しが無い段階でございまして、先ほど申し上げたような私の答弁の内容になってしまうわけですが、ただ中止をする場合の手続について、基本的には介護保険と同様の形になろうとは思いますが、最大で6ヵ月、手続としては新規に始める場合はかかるよという情報は得ております。が、それ以降、途中の額の変更については、最短何ヵ月かかるのかという情報までは、申しわけございません、まだ掌握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○21番（永井千年君）

問い合わせ、きちっと明確にできるものについては明確にして御報告いただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第61号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、質問させていただきます。

議案説明の折、市単独分拡大のためとの説明がありましたが、もう少し詳細に今回の一部改正を行う根拠を御説明していただきたいと思います。

2点目に、今回、市の単独分拡大によって、現在行っている未就学児までと比較してどのくらい対象人数がふえ、市の負担はどのくらいふえるのか、御説明いただきたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきますが、今回の提案理由にも御説明をさせていただきましたように、県の補助金の対象枠の拡大と国の制度改正、平成20年度から実施されることとなった、このことは大前提でございますが、このもとは、国の健康保険法第110条の第2項等に関係する部分の保険給付に関する事項の改正でございます。これが大もとでございます。それに伴いまして、現在、市の単独事業といたしまして、拡大分に補てんをされております財源があります。それを県の補助制度枠まで拡大と、その対象外となります通院部分に振り分けた状況で試算をしました。そうしたところ、小学校2年生まで拡大で現在ほぼ充当される金額になるわけでございます。そこで、本市の乳幼児に対します医療費扶助の拡大に向けて、市の財政事情等、また近隣の市町村等の動向を見ました中で、県の制度より拡大することといたしまして、現在よりもさらに3年生まで拡大をすることによって、市の持ち出し分は2,800万円となったわけでございます。そしてまた対象者につきましては、対象枠が中学校まで枠を拡大したことによりまして、全体では人数におきましては1万540人でございます。そして小学校3年生までですと6,361人といった、これは10月1日現在の数で見込んでおりますので、よろしく願いを申し上げます。2,800万円の持ち出しとなります、もととなります、補てんされる財源の根拠といたしましては6,800万円ほどでございます。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

1点ちょっとお聞きしますが、11月29日の新聞で、今回の改正について、「市民からの要望などもあり拡大することにした」という記事が載っておりましたが、今の説明ですと、そういったことは全く関係がないという理解なのか、新聞の要望というのは実際あったのでしょうか。あったのであれば、どのような要望が、どのくらい、どういった場面で要望を聞いてみえるのか、この1点だけ質問させていただきます。

#### ○副市長（山田信行君）

現にそういった陳情、要望活動はありましたので、それを受けての部分も、市民の皆さんの気持ちとしてはあったわけでございます。

#### ○4番（日永貴章君）

ちょっと説明がよくわからないんですが、多分新聞の取材を受けられてコメントを出されていると思うんですが、今の部長さんの説明だと、市民の要望ではなくて、県と国の補助金とか、そういった関係を法改正のもとでやり、あと事務方として今の財政状況を加味して今回の改正に至ったという説明であったんですが、この新聞によると、住民の方の要望があったので今回改正することにしましたというふうに受け取れるんですが、その要望というのはどのくらいあ

って、どのような意見があって、そういう要望はどういった場面で聞いてみえるのかということをお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

確かにこういった要望活動がありましたという関係については、今回の陳情文書表などにもまとまっておる一部の中に、10月17日にこういった介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情がございました。そういったものを受けてでもありますし、今回の県制度の枠の拡大、そういったものも受けて、市はそれなりの、小学2年までではなくて、小学3年まで1学年拡大して通院の関係は対応していくという方針を決めたわけでございます。

**○4番（日永貴章君）**

最後に一つだけ。やっぱり新聞で見ますと、皆さんがそういうふうなんだということを理解されますので、しっかりとしたコメントを出していただかないと、私どもいろんな方に会って説明を求められたときに、非常に戸惑いますので、今の部長さんの説明だったら、全く住民の方の要望があってやるわけではないというように聞こえますので、やはりその辺は整合性を持った対応していただきたいと思いますが、今後の対応について、この新聞は、確かに取材があってやられたのか、全く取材がなく、勝手にこうやって出たという認識なのか、その1点だけ聞いて質問を終わります。

**○副市長（山田信行君）**

今回のそういった予算関係の記事など、私ども定例議会の始まる前に、議会運営委員会が済んだ直後に共同記者発表という形で発表した内容がそういった紙面にまとめられた記事になっておるわけございまして、皆さん方に誤解を招かないような発表の仕方を今後も心がけていきたいと、そのように考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

今、日永議員の財政の問題では、今回の3年生まで引き上げに2,800万円持ち出しということですがけれども、今年度、19年度、乳児医療の関係で市の負担は幾らだったのか、お聞かせ願いたい。

それから、なぜというのは、理由は先ほど述べられたように県の補助と国の制度の改正ということですがけれども、やはり1学年、小学校2年生で充当されて3年生まで拡大したとなりますが、具体的に3年生まで拡大した理由があれば、そこら辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

3点目ですが、前期就学児は7歳から9歳になっておりますが、後期就学児は10歳から15歳になっております。もし小学校卒業まで拡大をした場合には、こういった文言の関係ではどうなるのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして4点目ですが、今までのように窓口で精算できる現物支給という形になるのか、その点を4点ほど質問を行います。

## ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは第1点目の、19年度の進捗状況はちょっと後にさせていただきます。

3年生までにした経緯を先に御説明させていただきたいと思います。

まず、先ほども日永議員さんの御質問にお答えをさせていただきましたように、県の補助枠の拡大と国の制度の改正が平成20年度から実施されることとなりますのが大前提でございます。そして、現在、市単独事業といたしておりました拡大分に補てんをされる財源が生じてまいります。先ほど申し上げた6,800万円でございます。それを県の補助制度枠までの拡大と、その対象外となる通院部分に振り分けた場合について試算をいたしましたところ、小学2年生まで拡大することでほぼ充当することが可能という結果になりました。それを踏まえて、本市の乳幼児等に対します医療費扶助の拡大に向けて、先ほどと同じ御答弁でございますが、市の財政事情、近隣市町村の動向等を検討いたしました結果、県の制度より拡大することといたしまして、現在よりさらに2,800万円の持ち出しをすることにはなりません、小学校3年生までとすることといたしました。

そして、前期就学児の7歳から9歳になっておる文言の関係かと思いますが、今回の中で対象となります子供を、単に説明をさせていただいた覚えでございますが、条文上の整理上、「未就学児」「前期就学児」及び「後期就学児」と区別をしているものでございまして、通院医療の対象枠が仮に小学校の6年生まで拡大されたことといたしましても、そこまでは「前期就学児」といった呼び方で行っていきたいというふうに考えております。

19年度の状況をお尋ねだったわけですが、19年度の状況は現在進行中でございますので、18年度の決算ベースを少しお答えさせていただきたいと思います。18年決算で支出額1億8,000万円でございます。そのうち県の補助が1億1,000万円、市の単独分が7,900万円でございます。以上です。

## ○26番（宮本和子君）

そうしますと、18年度は約7,900万円という負担でしたが、今年度は2,800万円の市単独の負担ということになります。今までどおり8,000万円の負担をしようと思えば、もう少し年齢が引き上げられると思いますが、そういうことはお考えではなかったでしょうか。今までの負担分を年齢引き上げに考えるというお考えはなかったでしょうか。

## ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

年齢に対しましての枠の拡大というように受けとめました。先ほど御説明をさせていただきましたように、補てんできる部分を整理いたしまして、小学校2年生までで約充当できる金額が対々になるといった中で、3年生につきましては、本来2,800万円の持ち出しとなりますが、この部分を頑張ったわけでございますので、そのように御理解をさせていただきたいと思います。

## ○26番（宮本和子君）

そういう点では、私は今まで8,000万円市が負担してきて、今回そういう点では、県の方が通院を小学校3年、入院を中学校3年生まで拡大することと、国の制度の改正で随分市としても負担が軽くなるわけで、やはり今まで負担した分は負担をして、年齢を引き上げてや

るべきだというふうに思いますし、先ほど4点目ですが、今までのように窓口で精算できる現物支給というふうになっておりますけれども、そこら辺は答弁が抜けていたと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

大変申しわけございません。最後の点を漏らしたようでございます。

窓口での取り扱い、そして現物支給と償還払いの関係でございますが、小学校3年生までの入院・通院に関しましては、受給者証を発行いたしまして、窓口負担はせずに実施をさせていただき考えてございますが、4年生以降、中学校3年生までに至ります入院部分につきましては、一たん立てかえ払いといえますか、償還払いの方法をとる考え方でおります。

**○26番（宮本和子君）**

償還払いにするということは、とりあえず入院した場合は全額立てかえて、申請をして、その後におりてくるということですが、高額医療の問題もありますので、そういった手続きもしなければならぬという状況になりますが、入院の場合は、医療費を窓口で精算できる状況じゃなくて、そういう手続きをとらないといけないということになるのでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

先ほど御説明をさせていただきましたが、まずゼロ歳から3年生までの方については、受給者証というものを持って、これは医療機関等の問題がございますので、受給者証をお見せいただいた方につきましては医療機関がすべて取り扱いを窓口をなしにさせていただけるわけですが、それ以後の今の御質問の方々については、大変申しわけございませんが、今申し上げた償還払いといった、一たん窓口での立てかえ払いをお願いしたいと考えております。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、医療関係のことで償還払いにするということですが、やはり住民の立場で、利用者の立場で考えることも必要ですし、他の市町村では入院の場合でも現物支給にしているところもあるわけがございますので、そういう点ではぜひ、特に本当に入院は大変ですし、手続きも大変ですが、実務的にも煩雑になりますので、そういう点ではぜひ利用者の立場で、入院についても現物支給すべきだと考えますが、その点はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

大変申しわけありませんが、何度も同じ御答弁になるかと思いますが、やはり受給者証を持って窓口へおいでになられた方につきましては医療機関が取り扱いをしていただけるというのが、今の一般的な医療機関の窓口での受診される方のあり方だというふうに思っておりますので、受給者証をお持ちでない方については、一般の保険証をお使いいただいて、一たん立てかえていただきまして、後ほど償還払いをさせていただき方法をとるしか、受給者証を発行いたしませんので、そうした形になるのではないかと考えております。

**○26番（宮本和子君）**

受給者証を3年生までしか支給しないからできないということですが、他の市町村などもあるんなやり方をとっておられますので、そういう点ではきちっとそういったところも問い合わせ

せながら、ぜひ受給者証を中学校3年生までという形でやっていただくように要望いたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

一つのサービスが広がるという点から考えれば歓迎すべきことかもしれませんが、愛西市の子育て支援の施策も、学童保育とかファミリーサポートとかどんどん広がって、よい状況にはなっていると思います。

今回の医療費の支給ということも、少子化対策、それから子育て支援に関する大きな事業なんですけれども、たくさんの子育て支援策がある中で何を優先してやるべきかという議論は、やはり保健担当の部署だけではなく、児童福祉とか教育課もかかわって、子供全体の、ここで暮らしていく環境をどうするかという面から何を優先させるか、部署を超えて考えていかなければならないということを考えますが、そういった子育て支援においてどんな連携がとられているのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

子育て支援事業というのは、これから行政の大きな柱になってくると思っております。そういった点で、私ども、今、次世代育成支援行動計画というものを設けて、それに沿ってハード面・ソフト面いろいろやっておるわけでございます。吉川議員は、その中で何に重点を置いて進めていくかというような御質問であったと思いますが、私ども出産から中学校義務教育を卒業するまでの就学援助に至るまで、それぞれ必要な施策を横の連携を持ちながら進めていきたいと思っております。特に出産の関係でも、今回不妊治療の関係だとか、そういったものも新たにやり始めておりますし、サポートセンターも立ち上げました。そういったことで、いろんな個々の事業が連携を持って、相乗効果が上がるような子育て支援事業を進めていきたい、そういう考えのもとに臨んでいきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○5番（吉川三津子君）

今なぜそのようなことを申したかということなんですけれども、私もいろいろ10年ぐらい子供の問題にかかわってきておりますけれども、やはり大変核家族化が進んで、子育てに大変不安を持っていらっしゃるって、医療費が無料ゆえにということではないですけれども、子供を病院に連れていくことで安心をしている、そんな母親にも随分出会っているわけなんです。こういった医療の無料化を進めることが原因でそういうことが起きているわけではないわけですが、そういった事例をどうやってまた支えていくのかという新たな問題が出てくるわけです。ですから、そういった部分で、一つの部署がこういった事業を進めると、どこかでまた新たな問題が出てくるといったのが今の子育て支援の現場の現状かなということを思っています。

私も立田の時代から子ども課の設置ということを随分申し上げてまいりました。この子ども課の設置というのも、いろんな市町村自治体の方で随分進んできております。母子保健とか、それから保育園の問題、幼稚園の問題、学校教育の問題、あと子育て支援センターとか児童館の問題、そういったことが一つの部署で行われて、子供が生まれてから大人になるまで一貫し

た事業展開がされていく面でも、早くそういったことに取り組みねばならないのではないかと  
いうことを考えております。以前も組織の再編成をしていくんだという御答弁があったかと思  
いますが、そういった面を早急に考えていただきたいということを、子育ての現場を見ている  
一人として思っております。それは要望として再度御検討いただきたいということを思いますが、  
そういった面についての研究は進んでいるのか、その点についてお伺いいたします。

**○副市長（山田信行君）**

かねて私ども、行政組織機構の見直しを進めるということを申し上げてきております。実は  
その一端を今議会の最終日の全員協議会などでもまずは御説明しようと思っている矢先でござ  
いますが、当然この子育て支援、保健・医療・福祉・教育、そういった横の連携を持つために  
も、集約した一つの組織、それに向けて私ども検討している最中でございますので、また公表  
できる段階になりましたら、議会の皆様には事前に御説明したいと思っているところでござい  
ます。近い将来のそういう目標を持っております。

**○5番（吉川三津子君）**

虐待の防止とか子供の健康管理といった面で、子ども課の設置が子供にとって大変プラスに  
なると思いますので、ぜひ御検討いただきたいということ。

それから、それを広げることによって、地域の人々で子育て支援をしていくという体制づ  
くりにも大変つながっていくというふうに考えております。核家族化が進んで、本当に孤立し  
た子育ての家庭が大変ふえておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

最後に、先ほど日永議員からも御質問がされておりましたが、医療の無料化を拡大するに当  
たって、総合計画との整合性についてどのような議論が持たれたのか、その点についてお伺い  
したいと思っております。

**○企画部長（石原 光君）**

先ほどの追い質問の関係についてでございますけれども、構想につきましては、さきの議会  
で議決をしております。当然実施に伴う基本計画という部分があるわけでございますけれども、  
今副市長の方から申されました、あるいは乳児医療の拡大も一つでありましようけれども、子  
育て支援に伴う将来の市の基本計画、当然一つの肉づけになっていく部分でございますけれど  
も、これに至るまでにつきましては、いろんな今後市がとるべき子育て支援については、当然  
現課の方を含めて十分議論をした上で計画の中に位置づけがされているという理解でござい  
ますし、また一方、住民の皆さん方からいただいた意向調査といいますか、生活課題もそういった  
中での位置づけというものがきちっとできておるといふふうに理解をしております。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

**○21番（永井千年君）**

先ほど宮本議員から受給者証の問題について質問がありましたけれども、なぜ小3までしか  
受給者証を発行できないのか。他市で、例えば中3までの受給者証で、ただし、小4から中3

までについては入院のみと、こういう受給者証を発行することは手続上できないことなのかどうか、そのあたりの説明がはっきりしなかったと思うんですが、その1点だけちょっと説明いただけるでしょうか。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

先ほどうちの部長の方から答弁をさせていただいておりますが、基本的に医療機関の窓口処理という点が大きな問題になってこようと考えております。当然この改正部分につきまして、県の方からの準則のようなものも参っております、その中でも、いわゆる入院のみの対象部分については、現物給付ではなく、償還払い扱いをしてくださいというような書き方がございます。やはり県サイドとして、この乳児医療制度、長い歴史を持っておりますけれども、県の方も当然この施策を全県ベースで行うについて、県の医師会の方と詳細な交渉、もしくは打ち合わせ等を行っております、当然医師会サイドの御要望というものも取り入れながら、その辺を配慮しながら進めてみえた経緯がございます。具体的な文言とはなっておりませんので、私の一方的な推測になるかもしれませんが、そういった県を単位とした医師会レベルでの折衝の中で、現物給付化をお願いしておるという状況の中、簡単に申し上げれば、受給者証を持っていった方については窓口でお金を徴収しないでくださいというお願い事をされておみえになると考えております。したがって、そこへ違う種類の証を、例えば小学校3年生までの入院も使える、通院も使えるという証に加えまして、あるいは入院部分と通院部分を区分けしたような2種類の受給者証を窓口で提示された折に、医療機関サイドの受け付けの事務としては大変煩雑になるでしょうし、その辺の見きわめをきちんとしていただかないと、請求の誤りにもつながりますので、今回、こういった入院部分を単独で行う部分については償還払いで取り扱いをしてくださいという考えになったものと考えております。

#### ○21番（永井千年君）

そうしますと、今回、来年度からもっと積極的に中3まで通院についても無料にするというところが県下でたくさん生まれてきておりますが、それぞれ今までも各市町村によってこの問題についてはばらつきがあったわけで、県の医師会で全県的に統一するとか、あるいは海部郡で統一するとか、海部郡の中でもやはり年齢がさまざまな状況にあったわけでありまして、愛西市がそのように1枚の受給者証で小学校4年生から中学校3年生までの入院についてもつけ加えるということについて、そのようなことをやってはいけないというようなことが僕はよく理解できないんですが、十分それは可能ではないかと思うんです。今の話で、別に2枚にする必要はなくて、1枚でやればやれるんじゃないかと思うんですが、他市で今回中3まで通院もやられるところの例などもちょっと説明いただきたいのと、愛西市の場合、なぜできないかということの説明としては、ちょっとよく理解できないものですから、愛西市の場合はこうやってくださいということで医師会の方へお願いすれば、十分できることだと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

繰り返しの答弁になろうかとは思いますが、基本的に証を分けて、あるいは別のものをとい

うことは可能かどうかということでございます。それは事務的には当然可能でございます。ただ、先ほど申し上げました、医療機関の窓口での混乱を避けるためというのが今回の入院部分のみ償還払い扱いをするということございまして、これについて、今まで長い経過の中で、その証を持っていった方については窓口では取らないという体制でずうっと来ておるところに、今回で申し上げますと、小学校の4年生から中学校の3年生の方に対して入院だけ窓口で取らないでくださいという旨の同じような受給者証を渡したときに、それを、入院外、いわゆる通院部分もオーケーだというような解釈を誤ってされるケースというのは当然考え得るわけで、そういった場合の事務手続、後処理につきましても、やはりそれと同様に、いわゆる県内全域で進めている制度でもあるということ。すなわちうちが入院だけ出した場合、うちはたまたま通院は小学校3年生まででございますけれども、近隣の市町では、当然通院・入院の区分においてもそれぞればらつきがあるわけです。そういった意味合いでも受給者証が混在をしてしまう。一医療機関に対していろいろな市町村からの患者さんが見えになるわけですから、そういった一つの窓口で種類の違う取り扱いをしてくださいますという受給者証を出すことは、やはり混乱につながると考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をとります。再開は11時20分からにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第62号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・議案第62号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第63号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第63号：愛西市障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、

質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第64号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

さきの9月議会で議決されました総合計画の基本構想では、この八開の木曾川グラウンドも含めた木曾川の沿岸部については、「広域的な憩いとレクリエーションの拠点としての整備を要請していく」という文言で表現がされていますが、現在、国は木曾川水系河川整備基本方針に沿って、11月28日に今後30年間の整備目標や具体的な工事内容を盛り込んだ木曾川水系河川整備計画原案というものを発表して、現在、関係住民からの意見を募集しています。今年度末を目途に策定を進める考えのようであります。この原案には、八開木曾川グラウンドはそのまま維持される計画になっています。原案策定前に市の意見聴取の機会はいろんな場面であったというふうに思いますが、この原案が策定される前に、市はどのような意見を国に対して上げているのか。その際、市はこのように利用したいという具体的な提案を行っているのかどうか。行っているとしたら、その内容について説明をいただきたいと思えます。

それから、今回の条例改正に当たって、市民の意見のくみ上げをどのように行われたのか。これは既に本会議、全協などでたびたび議論があったテーマであります。担当部局だけで検討していいものではないというふうに思えます。議会で問題になったし、市民からも声が届いているというふうに思いますが、どのようなくみ上げを行ったのか、それをどのような形で受けとめたのか、御説明をいただきたいと思えます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案の質疑ということからはかなり遠いところにあるんじゃないかなあとと思いますが、お尋ねでございますので、若干触れさせていただきます。

先ほど議員が言われました、国土交通省木曾川下流河川事務所の方から、議員が言われたようなお話があったのは、ちょっと細かい日時までは覚えておりませんが、12月に入ってからだと思いますが、あくまでこの木曾三川周辺の整備はどうしていくと理想的なものになるであろうかという、一つの皆さんの意見をお聞きするための素案の素案と申しますか、それを一応まとめたというお話は、先ほどお話ししたように12月3日でなかったかと思うんですが、承りました。それが初めてであります。今、立田庁舎の方にもそういった素案の素案をお目にしてい

ただ、縦覧といいますか、見ていただく資料がございますけれども、また一方では、河川沿岸の自治体の意見を聞いてみたいというお話もそのとき初めて伺いました。これはどういうものですかと。お国の方でこういう形で整備されるという決定づけされたものですかとお伺いをいたしました、そうではないとのことでした。今現状あるものを一応図面に落としながら、これをどう進めていくといいのか、こういったようなお話でございましたので、今回の議案に上がっております愛西市のスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正とは直接関係するものではないというふうに私は思っております。以上です。

○教育部長（水谷洋治君）

先ほどの意見のくみ上げはどのように行ったのかというような関係でお答えをさせていただきます。

この関係につきましては、木曾川の河川グラウンドの占用期間が平成20年3月末で切れるということの認識のもとに、今後この占用の更新をどのようにしていったらいいだろうかと、そういうようなことに基づきまして、18年から合併当初はそのまま愛西市に引き継いだわけでございますけれども、当初占用にかかったときには、当時八開地区には小・中学校のグラウンドしかないというようなもとに占用したわけでございまして、愛西市となって、市民ではどこのグラウンドでも使えるということになりまして、八開の河川グラウンドの市民の利用そのものが減少してきたわけでございます。それで、そういうようなことも踏まえまして、市内の使ってみえた団体等からの聞き取りをいたしました。また、以前から私ども担当サイドでも苦しめておりました、河川グラウンドにおいて占用地があるがゆえに、具体的な管理的なものは、フェンス等設置して囲ってしまうということができないために、夜間のごみの不法投棄とか、また暴走族等の車の乗り入れ等があつて、大変管理的にも苦慮をいたしております。そういうようなことも踏まえまして、平成20年の満了期間をもって国にお返ししたいというような腹づもりをしたわけでございます。教育部局といたしましては、そういうような形で検討にかかって今日に至っておるようなことでございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

最初に一言申し上げなきゃいけません、今の経済建設部長の答弁の中で、私の質問が審議にはほど遠いというまぐら言葉を述べながら答弁されたことについては撤回をしていただきたい。これほど直接的な質問、この国の計画の中の図面でグラウンドの問題が明確に地図の上に落とされていると。これは3月末に策定するわけだから、4月以降30年間の整備計画の中に愛西市の八開グラウンドとして地図に落とされていると、そういう問題について指摘しながら質問しているのに、審議とはほど遠いなんていうとらえ方でこれからほかの部長さん方も市長さんも答弁されたら、ここの議会での議論は成り立たなくなると思うんですよ。非常に私、今憤慨しました。まず具体的な質問になる前に、その点についてただしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

人それぞれとらえ方で、議員の気分を害したということであれば申しわけなかったなあと思うんですが、ただ、議案質疑の中で、お国が示されたたたき台である素案の素案の、先ほど

1回目の答弁をさせていただいたときにお話しをしましたように、現状のある姿の中を図面に落として、皆さん方に御意見を伺いたいという、その図面を指されたものを、今回の愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の関係とはどうかなあとということで私は申し上げたのでありまして、そういう考えですので、どういうふうに御理解いただいたか、それは残念ですけども、そういう意味で申し上げましたので、よろしくをお願いします。

○21番（永井千年君）

一々そんなことを言うてもらう必要はないわけで、私がお尋ねをしておるのは、これは現状を図面に落としたというものではなくて、今後の整備計画、河川環境の整備と保全に関する事項の中の図面の中に八開のグラウンドとして明確に落とされているわけでありますから、現状とは違うと思うんですよ、どこでそういう説明がされたかわかりませんが。聞くところによりますと、市長も関係市町村の協議の場でたびたび河川敷の整備の問題については意見を述べられておるといふふうに聞いておりますので、当然この計画がつくられる前の段階で市町村の意見を聴取するというふうな、ホームページを見ていただければわかりますが、初めて11月28日に現状を落として、それから意見を聞くということではなくて、原案ができる前にさまざまな協議会の場で各市町村の意見を聞いたものを素案の素案、第1次原案としてまとめたという性格のものだろうというふうに思うんですね。

だから、今回、廃止という条例改正が提案されているわけでありますが、私は桑名の事務所にもお邪魔したことがありますし、長島の出張所もたびたびお邪魔しますし、今回弥富の出張所にもお邪魔して話をいろいろ聞いてきているんですけど、国は、私の印象は、各市町村が具体的な活用計画、利用計画をもっと積極的に提案してほしいという点で、対岸に比べて愛西市の側は具体的な提案がなかなか寄せられていないという内容の話もそれぞれのところで聞いております。その点で、今回、一方で廃止を提案しながら、一方で整備してくださいというのは、ちょっと矛盾があると思うんですね。愛西市で、この八開グラウンドも含めて、このような活用計画、このような整備計画があるので、国としてその基盤整備を行ってほしいというふうな提案が具体的にあれば整合性が整っていくわけでありますが、まあ使いませんで、使わんものは返しますと。一方でこうやっていち早く、まだ整備計画がこれから1月18日に公聴会が開かれて、市民の公述人の意見を聞いて、そして3月ぎりぎりのところでやっとこの計画ができるかどうかという、この今の段階でこのような形の、もう要りませんなんていう提案を早々と出すことについては非常に疑問に思っているんです。今、経済建設部長の話ではなかなかそのあたりが、私の質問している意味合いのことが通じませんでしたけれど、市長は周辺の木曽川流域の協議会でいろいろ意見表明をされていると思いますが、どのような意見表明をされているのか、ちょっと説明していただけるでしょうか。

○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

先ほど部長の発言に云々ということでありまして。お気にさわられたようでありますが、お許しをいただきたいと思っております。

この件につきましては、今までも全協などでも御報告をして説明もしてきておりますし、おっしゃっていただいた木曾三川の連絡協議会の場でも、幾度となく私、公園の整備、あるいはグラウンドなど、あるいはデイキャンプ場などお願いしてきておりますので、聞いていないというお方がありましたら、また聞かせてください。お願いしてきておりますし、中部整備局、国交省、東京なども、三川関係の首長さんと一緒に出向いてお願いをしてきておりますので、今おっしゃっていただいた出張所の方、あるいは下流事務所でどなたがそういうお答えをされたか教えてください。後でお願いします。

それから、先ほど申し上げましたように、この件につきましては、大変な状況の中で、バイク、あるいは車、あるいはゴルフ、あるいは野球をされる方などに大変危険という状況が発生しているわけでありまして、鎖を何度も切って車で入って、ごらんになったと思うんです、グラウンドが荒れた状況も。そうしたことは下流事務所からも注意をいただいているわけでありまして、今回この3月で期限切れということで、改めてうちの管理上問題があると、八開さんから受け継いだこの管理には問題があるということで、八開の皆さんにも、あるいは議員の皆さん方にも御心配をかけ、地域の皆さんのお声もいただいているわけでありまして、今後あれをお返しするということには、考え方、説明を申し上げました後の整備とか云々は、いろいろお願いしているところでありまして、管理を私どもから返還をさせていただくということでもあります。ですから、左岸堤の今の状況を見ていただければ、上からずうっと対岸の海津、あるいは桑名、いろんな状況を見ても物足りないということもお願いをしてきておりますので、これからも左岸の整備は一層要望を進めてまいりたいと思っておりますし、先般、関沢所長が説明に来ていただきました。おっしゃっていただいた整備事業の原案の原案ということの内容であります。御意見をということでもありますので、今後私どももそうした点をまとめて、また地域の皆さんの御意見を聞きながら要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

そうしますと、市長、グラウンドは返すけれど、いわゆる八開グラウンドの場所の問題ですね。あそこは返還後どのような活用を国に対して要望しているのか。それは具体的に何か提案されたのでしょうか。

○市長（八木忠男君）

返還ということで、あと下流のお答えは、あのものはなくしますと、基本的には、そういう御返事です。あとは整備計画の中でまた検討していただくということであろうと思います。

○21番（永井千年君）

そうしますと、現在具体的な提案はないけれども、今後総合計画の具体化の中で、この地域の整備について市として具体的な提案を打たれた場合には、早く持ってきてくださいと。市の提案を検討して、国としての整備の方針について決めたいと思うと、そういうやりとりなんではないでしょうか。とりあえず今は市に具体的な計画がないので、そのまま道路もバイクやなんかも入れんようにして閉めてしまうけれども、今後活用の提案があれば、またそれに沿って検討しますという約束とか、話し合いというのは行われているのでしょうか。

○市長（八木忠男君）

具体的な中身まではこれからと思うんでありますが、まず私たちは、管理を今するのに大変難しいということで、あの地域を返還ということでもあります。ですから、木曾三川下流、あるいは公園でどうした判断をされるかは今後ですが、意見としては、先ほど申し上げました公園整備などの意見は出しておるわけでありまして、さあその公園を地元で管理してくださいというところも言われるわけですが、河川としては。ですから、その状況はこれからいろんな財政の面で、私どもが管理して整備して、あそこをまたということは、現段階では考えてございません。国の方でお願いしたいということでございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは他に。

8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

この件に関しては、6月の議会におきまして理事者側から提案があり、9月の議会においても全協で御説明がありましたとおりでございますが、教育部長とか、今市長がその件については説明されたとおり、非常に管理上、今困っておると。それから、実情はほとんど八開の人が使っておったわけなんです、その実態をきちっと出してくださいということを出していただきました。その実態は、17年、18年、19年と、今年度もございましたが、17年は10回ぐらい、それから18年は7回ぐらいということで、ほとんど地元の人もあまり使っていないと。また、三百何件ありましたわけですが、その中においては他市町村がほとんどであるというような実態でございました。ですから、4人の議員とも協議をいたしました。そして、使っておる団体によく説明し、お返しする場合には御了承してくださいと、納得をしてもらうような説得をしてくださいということをお願いしまして、今使ってみえる各団体、ソフトボールとか、パターゴルフとか、老人クラブとか、その方も御納得をいただいたということでございます。それから、地域の総代の代表者4人が見えますが、その方にも御相談を申し上げました。そうしたら、団体が了とすればそれでよろしいということございました。ですから今回こういう提案がなされた。管理上困るということでございますからこの提案がなされたと思いますが、ただ1点だけ、お返しするにつきまして、できるだけ早く要望書といいますか、東海大橋近辺の整備をしてほしいという要望書を、我々署名してもいいからという、総代、あるいは団体の方からのお話もございました。ですから、所管の教育部長にもお話をいたしまして、我々の署名は要りませんかというお話をしましたら、全体的な問題だから、市長名で国の方へ要望書を出すということ御了承を得たということでございますから、教育部長も今見えますから、私はそのような了解だと思っておりますので、お返しするにつきましては、ぜひ早く国交省の方へ整備をしていただきたいという要望書を市長名で出していただきたいということを要望して、お返しをすることに了ということで、地元としては同意をしております。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第65号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第65号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは質問いたします。

今回の改正で、利用料金は早尾地区、立田地区ですが、450円から650円まで地区ごとに料金が設定をされています。200円の開きができたということです。八開は一律600円と。佐屋は水道の利用料が基準になっていますが、料金だけではなくて、八開などに示されているように、管理のやり方も違ってきます。たびたび質疑の中で明らかになりましたように、立田におきましては、21年4月、最後の9工区目が供用開始の予定であります。それ以降、この管理方式や料金についてもばらばらであっていいはずはないと、そういう認識はこの間の議論の中で出てきているというふうに思います。今のところどのような手順で料金の問題や管理方式の問題について検討をしていくのか、お答えいただきたいと思います。

それから、実際の料金設定、私は立田地区の8工区の料金設定のことしか直接審議には参加していないんですが、それぞれ試みの計算の維持管理費用に基づいてそれぞれ料金が定められているわけでありまして、その決定のやり方がばらばらなんですね。当初は基本料金と1人当たりの料金に全体の維持管理費用をきちんと法則性を持って分けて、その上で検討がされていたようですが、途中からそういうことにこだわらないと。最近については、まず基本料金を2,000円と定めた上で、残りを利用される方の人数で割ったものが1人当たりの料金という計算方式に変わってきておまして、それも今回の例えば早尾地区の料金設定でいいますと、正確には430円48銭という数字で、これが20円近く切り上げて450円というふうに定められていますが、他の例で見ますと、必ずしも同じような形ではなくて、切り捨てられている、例えば650円を超えているけれども切り捨てて650円とか、プラス・マイナスがさまざまなんですね。そういう切り捨て・切り上げの問題についても法則性がないというふうに思うんです。

今言ったような方向でこれから具体的な答弁をいただくわけですが、統一した料金の方向で検討を進めていかなくちゃなりませんので、立田地区におきましては、あと立田地区だけがまだこれから料金が定められるということになると思いますが、見直す時期ですね。たびたび立田地区でも何回か見直しをかけてきておられますので、実際の維持管理費用が明らかになる中で一つ一つ見直してきているということでもありますので、その際、この見直しの料金設定についてのルールもやはりきちんと定めていく必要があるというふうに思うんですよね。例えば1ヶ

た未滿を切り上げたり、切り下げたりということであれば、今回、早尾地区は、450円ではなくて、1人当たり430円と設定してもらわなくちゃいけないわけですが、20円上乘せして450円というふうになったわけですが、そんなばらばらではいけないと思いますので、今後の見直しに際してのルールについても、どのような検討をしていく考えなのか、説明をいただきたいというふうに思います。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

ただいまの永井議員の御質問の関係でございます。

まず、料金の関係、それぞれ議員が御指摘のとおりばらばらでございます。それで、これを今後どうするかというのが1点目でございますが、この関係につきましてたびたび御質問もいただいているわけです。それぞれ集落排水事業につきましては各管理組合に今現在管理をお願いしておりまして、料金につきましても、その地区の加入の戸数等によってそれぞれ料金はばらばらでございますし、また取り方も、議員が先ほどおっしゃいましたように、従量制から人頭割、果ては佐織のように1戸当たり幾らというような、それぞれ非常に千差万別でございます。この点について、本来愛西市としては統一が望ましいわけでございますが、やはり当初の発足時から、それぞれ地区の住民、役員の方が当然踏まえて料金を設定し今日に至っておることがあるわけでございます。当時合併のときに、5年間はとにかくこのまま据え置いて新市に引き継ぎましょうと、方針もすべてということで相なっておるわけございまして、この期限が切れた後について再度見直しましょうというふうになっておるわけでございます。

それで、今私どもとして考えておるのは、まず、現在指定管理者制度も設けて非常に役員さん方にはお骨折りをかけておるわけでございますが、この愛西市の財政は、皆さん御存じのようによりよろしくございません。税金等公費を投入することはなかなか難しいということで、下水道の基本原則、受益を受ける者の負担において運営するというこの原則に基づいて、現在の指定管理者制度をもうしばらくは続けていけたらなあというような考え方を持っております。

それで、じゃあ八開等については市営じゃないかと、こういう差もまた出るわけでございますが、これについても、佐屋や立田の方のような管理組合を、例えば八開を1地区というような、組合のような一つのとらえ方をもってひとつお願いできないかなあということも考えております。これについても、またそれぞれ立田並びに八開には地区の推進協議会というすばらしい組織がございますので、そういったところに御相談をかけつつ、基本的には独立採算を維持したいというのが今現在の考え方で今後進んでいきたいなあという考えを持っております。

それから、二つ目の料金設定の具体的な方法の関係でございます。確かに立田地区の料金の設定を見ておりますと、当初と今現在の設定の仕方は大分変わってきておるのは議員御指摘のとおりで、私も過去のやつを見せていただくと、大分変わってきたなあということは認識いたしております。

それで、1地区立田地区も残っておるわけでございますが、まず基本的には、先ほど言いましたように、合併協議の中で、そのまま新市に引き継ぐということで、これは立田地区の集排の料金設定のとらえ方をまずは尊重してお願いができればなあ、こう思っておるわけござ

います。

その後、料金の見方についてどうこうという御指摘もございましたが、一番望ましいのは、これは手前みそになりますが、佐屋地区で採用しておるような従量制というのが一番それぞれ受益者の方々にとって公平性がとれるというふうに私自身は認識しておりますが、これはまた今後のそれぞれ担当部局の大いなる検討を、きょう議員さんが言われたことも十分に頭に踏まえて、今後の設定の仕方については検討していかなければならないと思っております。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

18年度末で、今各管理組合から基金に積み立てられている金額が1億1,244万円ほどの余剰金が基金として積み立てられておりますが、この問題で明らかになりましたように、料金設定については、やはり余剰金をあまり生み出さないように絶えず見直しを図っていく必要があるというふうに思いますが、17年、18年の積み立てを見ますと、積み立ての金額が相当各管理組合ごとと違っている。逆に西鶉戸地区のように積立金が減っているところもあるんですが、これらのことは、あまり大きな余剰金が出ないように、もし料金設定が高いのであれば、引き下げを図っていただく必要があるというふうに思いますが、そのあたりの認識はどのように思ってみえるのか、ちょっと説明してください。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

今、議員のおっしゃいました料金の見直しというか、もうけ過ぎておれば当然下げるべきではないかと。また、足らなければ上げるべきではないかというふうに私は解釈をさせていただきますが、立田地区についても、前例によって地区によっては料金の値下げをされたというふうにお聞きしております。この管理組合の運営についても、あまりもうけ過ぎると税務署等の申告等もいろいろ、要は必要な分を必要なだけ取っておきなさいと、過大に基金等へ上げるのはいかなるものかというような指導もいただいております。当然大幅な黒字といいますか、余剰金が出てくれば、そこで再度料金を引き下げると。また、組合によっては、先ほど私が言いましたように、公金、税金等の投入というのは今後できるだけ控えたいという考えからいけば、赤字のところについては、大変御迷惑だとは思いますが、値上げ等も含めて、料金改定というのは当然すべきだというふうに考えております。

#### ○21番（永井千年君）

今、税務署の申告の話が出ましたけれども、基本的には単年度主義といいますか、単年度単年度で余剰金が出ないようにしていかなくちゃいけないと。今の八開地区については、管理方式が違うもんですから、このような余剰金という形では出ておりませんので、今の上下水道部長の話だと、八開方式について随分否定的で、経験から来ることかもしれませんが、佐屋方式が何となく理想のような形の話が出ておりますが、私は、八開方式も含めて、やはりこのような余剰金が出ないシステムを考えるならば、今の個別管理組合ごとにやっていくというやり方は、早晚考え直していただく必要があるだろうというふうに思います。公共のこれから供用開始が出てくるわけでありまして、少なくとも公共の供用開始が出てくる前には、この集排な

どの料金のばらばらの状態という、あるいは管理組合のやり方、管理方式がばらばらという状況については、やっぱり検討を加えて、できるだけ格差がないように料金についてもしていただくと必要があるというふうに思いますが、その点、公共の供用開始というのを展望した場合の集排のあり方ということについては、何か特別に考えてみえるでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

公共下水道の関係でございますが、公共下水道も集落排水事業も下水道事業の一環でございますが、ただこれを一緒にするということが、今鋭意、担当部署も知恵を絞っておるわけですが、これを一緒にするというのはなかなか難しいと。やはり割り切らざるを得ないんじゃないかというような意見も出ておるのは事実でございます。

それから、公共下水道事業についても、過去今までやられてきた他の先進の都市については、全部とは言いませんが、税金というか、大きな赤字の垂れ流し経営をしてみえる下水道事業が多いのが実態でございます。それで、これも先ほどの愛西市の脆弱な財政を考えますと、こういったことは許されることではないということで、料金についても赤字の出ない、要するに受益者側でおおむね負担していただいて何とかやっていけるというような料金設定が望ましいというふうに今現在考えて、料金のあり方等を勉強している最中でございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

最後に確認をしておきますけれども、かつて立田地区の集落排水協議会で、例えば佐屋地区を基準にして考えると、立田・八開は相当大幅に上げざるを得ないですよという発言もありましたが、私は公共の料金を展望したならば、やはり統一する場合については一番低いところで統一をして合わせていかないと、足して2で割るようなやり方ではだめだろうというふうに思うんですね。特に立田地区の皆さんからは、立田地区は20億に迫るほどの基金を積んで、それを持って合併したにもかかわらず、合併したら途端に高い方に合わせられるということでは、それはだめだよということで、会長さんみずからそういった意見も表明されたという経緯もありますので、今、上下水道部長は佐屋方式に非常にこだわってみえるようですので、そのようなことのないように要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。再開は13時30分から再開いたします。以上です。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第66号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第8・議案第66号：愛西市老人医療費支給条例の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第66号について質疑を行います。

この老人医療費支給条例の制定から今日までの経過について1点お尋ねします。

それから、この条例が廃止されない場合には、どういう問題、どういうことが起きるのかという点について、2点お尋ねいたします。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、まず第1点目の、廃止に至る経緯でございますが、この制度につきましては、もともと老人の健康の保持・増進のために、私たちがお聞きしておりますのは、昭和46年10月に、愛知県が国に先駆けまして75歳以上の老人を対象とする老人医療費の公費負担制度を愛知県が設けたということから始まっておるようでございます。そして、昭和48年1月に国が支援制度を創設いたしております。さらに途中経過におきましては、昭和58年2月に老人保健法の施行に伴いまして、さらには今回の廃止に至ります、直接的には平成14年10月に老人保健法の対象年齢が70歳以上から75歳以上に段階的に引き上げられてきましたことに伴って、この老人医療の年齢対象も68、69歳から73歳、74歳に段階的に引き上げられることになりました。それと同時に、保険者において、70歳以上の老人に対しまして、老人保健と同じ負担割合とする高齢受給者制度というものが始まったわけでございます。これによりまして、平成16年10月には老人医療対象者がなくなったということに伴って、支出の方もなくなったと、ゼロになったということでございます。それで、このたび愛知県においても、国の方針であります高齢者世代と現役世代の医療費の負担を明確かつ公平にする考え方から、今年度末をもって老人医療の補助制度を廃止したことに伴って、本市も廃止をさせていただくという今回の条例の廃止案でございます。

それで、廃止をされなかったらどうなるかという御質問でございますが、どう言ってお答えしたらいいか、ちょっと今自分でも答えに苦慮しておりますが、今までの制度が国の方への移行というふうにもまずお答えをさせていただきます。以上でございます。

○24番（加藤敏彦君）

この老人医療費の支給条例というのが、老人福祉を充実させるという立場で実施されてきたという経過と、高齢化社会に伴って対象年齢が引き上げられてきたということだと思えます。

今回、高齢者医療の内容に伴って廃止という提案がされておりますけど、質問いたしますけれども、例えば廃止されなかった場合に、来年4月以降、高齢者医療の関係で1割負担が2割負担になった場合には、1割ということで対象が生まれてくるのではないかというような気が

します。

それから、今は支給はありませんけれども、対象となる人数等、わかりますでしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今回の廃止案に伴って、そのまま国の制度に移行していくわけですが、そうした段階で、お尋ねの内容については、対象者については73歳、74歳の見込みの方かというふうに理解をさせていただきまして御答弁させていただきませんが、そうした方が今後移行することによってどのくらいあるかというのは、人口ベースにおきまして約1,200人ほどではないかというふうに思っております。

○24番（加藤敏彦君）

例えば4月から前期高齢者が2割負担になる場合に、この条例が廃止されないと、条例の対象になってくるのではないのでしょうか。1割負担をという部分が2割になれば、1割ですから、その部分を市民と市との関係では該当者が発生して、補てんをするということが生まれるのではないのでしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

ただいま議員おっしゃった内容で、そのとおりだというふうに理解をいたします。

○24番（加藤敏彦君）

そういう場合に、今、人口ベースでは73歳、74歳が1,200人ということですがけれども、この対象が所得の関係で限定されておるので、もっと対象は絞られるのではないのでしょうか。数字的にはわかりますか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

お尋ねの件につきましては、所得制限のことかと思えます。おっしゃるとおり、人口ベースで1,200人ほど見込んでおるという数字、部長が申し上げたとおりでございまして、これがすなわち73歳、74歳の2歳の枠にはまる推計数値でございまして、従前ございました所得制限ベースに置き直しますと、おおよそでございましてけれども、この9割程度が該当してくるのではないかと考えております。

○24番（加藤敏彦君）

そうすると、1,200人のうちの9割だから、1,000人を超す対象者が見えるということですね。

今の質疑の中で、この条例が廃止されなければ、また4月から医療費の負担が1割から2割なった場合には、この条例の対象になって、1割負担を続けるということができるという点では、住民の立場からはぜひ残してほしい条例だというふうに考えます。

市長に意見を伺っておいた方がいいと思いますが、やはり住民からはぜひ残してほしいという条例の内容を持っておりますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（八木忠男君）

お答えいたします。

担当の方が申しあげました国・県の施策、いろいろな場面場面であるわけでありまして、そうしたこと、全体を判断しながら進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

かつて68歳、69歳を対象にして、当時70歳以上は無料でしたから、年齢を2歳引き下げているのが県の施策だったと思うんですが、このまま廃止せずにやれば、県の条例は廃止されるとすると、市の単独事業として73歳、74歳について、2割負担になるところを1割負担にすると、こういう制度に衣がえする形になると思いますが、その際、予算的にはどのぐらいの数字になるのか、試みの数字を教えてくださいませんか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

ただいまの質疑の中で出ておりました数字、すなわち1,200人の約9割、1,080人をベースにしまして、ただ、1割相当部分に該当する数値を現行持ち合わせておりませんので、恐縮ですが、老人保健の18年度決算ベースにおきます1人当たりの1割相当部分の単価を掛けさせていただきますと、約7,200万円ほどになります。

○議長（佐藤 勇君）

他にございますか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第67号から日程第13・議案第71号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第67号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第13・議案第71号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを、会議規則第34条の規定により一括議題として質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第67号からについての質問を行います。

今回、佐織地区の防災コミュニティセンターの指定管理について、改めて指定管理団体の指定が行われるわけですが、まずこの間、これまで各コミュニティ推進協議会が指定管理を受けて運営をやってまいりました。そうした点で、この間コミュニティ推進協議会の方からどのような指定管理についての意見や要望が出ているかについてお聞きしたいと思います。

また、2点目として、これまでも管理費等は委託料の中に入ってやってきているわけですが、やはり管理をする中での、例えば管理人の設置というところでも、各コミュニティの中では極めて苦慮しているというところがあります。本来ならば、例えば管理人の人をできるだけ置きたいわけですが、週に何回と制限したり、あるいは時間制限をする。また管理人としての費用

についても、時給が極めて安いという状況もありまして、そういったところはやはり改善していく必要があるというふうに思うんですね。このコミュニティセンターの指定管理委託、これは基本的に地域に委託するということになっていると思いますけれども、やはりこれは地域の中で、その地域の交流とか、コミュニティー活動等を通じて地元の人たちがいろんなことをやっていく、活動を活発化していくということが一番重要であって、そのためには地域で運営も管理もしてもらおうと。そうすればもっともっと交流が活発になるんじゃないかという意図があると思うんですね。そういった点で、今後の指定管理については、ある意味大事な、必要なところもあるんですが、その中で注意しなければならないのは、市として管理費用が安く済むからとか、できるだけ安く上げようという点に重きを置かれてしまうと、一方で市民にとって利用しづらくなってしまっただけでは元も子もないわけで、やはりそういった点で、今回の指定管理については、地域の交流の場として充実させていくという立場で指定管理についてもお願いしていくことが必要だというふうに思いますので、そうした点で、今の2点について、まず回答を願います。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、2点御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

御案内のとおり、今現在、佐織地区の5館のコミュニティセンターにつきましては、推進協議会を指定管理者として指定しているところでございます。

それで、議員からお話がありました、また今回議案として御提案申し上げておりますように、来年4月からまた新たに指定管理者の指定をお願いしたいということで、議案の方を上程させていただいているわけです。

それで、今日に至るまでに五つの推進協議会の役員さん方ともいろいろ協議を重ねてまいりました。そんな中で、当然新しい指定管理体制というものでお願いをしていくこととなりますと、先般、利用料金制度の導入について御議決をいただいたところでございますけれども、当然その施設の小規模修繕、あるいは経常経費の一部負担、これは電気・ガス・水道料なども当然、今般市が委託料として支出する中でやりくりをしていただくということになってまいります。それで、そうした施設の管理体制の中で、やはり皆さんから御意見、御要望があった中身につきましては、コミュニティセンター5館、これ旧来から同一歩調で進められてきたという経緯もございますけれども、やはり同一歩調での管理形態をとるべきではないかなあというような御意見もございましたし、また一方では、それぞれの各地区の管理・運営方法といいますか、今議員からもお話がありましたように、管理人といいますか、そういった人件費、賃金といいますか、そういった違いもありますし、やはりもう一つは利用頻度にも違いがあるわけでございます。それで、そういった御意見の中でも、それはわかるけれども、5館同一歩調での管理形態はやはり合理的ではないと、現状に則した形でやっていくべきじゃないかというような御意見もございました。

それで、協議会と市との協議の中では、やはり今議員が申されましたように、地域密着といえますか、そういった位置づけの施設といたしまして、地域の実情に合わせた管理・運営計画、

それぞれ地区の協議会でお持ちでございますが、それに基づきまして、従来どおり管理・運営を行っていただきたいということで御理解をいただいたものというふうに判断をしております。そういった前提で、今回指定について議案の上程をさせていただいているというものでございます。

それから、委託料の関係でございますが、今後、各協議会の方から管理・運営計画、あるいは年間の収支計画をもとに市の方へ提出していただくこととなります。それで、当然御心配される中身の問題もございますけれども、今後そういったものも一応協議の一つとしてとらえて進めていきたいと。それで、基本的には予算の範囲内で管理・運営経費を算定した中でお願いをしていきたいなあとというふうに考えているのが現時点の考えでございます。よろしく申し上げます。

#### ○10番（真野和久君）

やはり管理をどういうふうにしていくかという中での管理費の算定の中で、例えば管理人を置きたいというところに関しては、それなりに管理人を置くための費用というのは当然管理費の中に含めるべきだと思いますし、また管理人の人たちも、ボランティアの方だから、賃金といいたいまいしょうか、そういうものについては安くやってもらって当然だというふうにはならないと思うんですね。この施設そのものがもともとは市の施設ですし、間接的であれ、やはりそうした形で雇用をしていくわけでありますから、そういったときにはそれなりの賃金は払うべきだし、それに相当すべきものはちゃんとやっていくことが一番大事だというふうに思うんです。幾らボランティアとか地域の善意というものでやってもらおうと思っても、そこだけに甘えていくわけにいかないし、それなりに必要なものに関しては必要なだけちゃんと出すというしっかりとした市の考え方を持っていただきたいと思いますので、そういった点をもう一度確認だけお願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

当然おっしゃるとおりでございますが、その施設に管理人を置けば、当然賃金というものが出てまいりますので、当然経常経費といいますか、委託の中には当然そういったものも含めるという前提の中で今後それぞれの地区との協議を進めながらやっていきたいと考えております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○5番（吉川三津子君）

今、指定管理者制度も2巡目を迎えるに当たりまして、以前、子育て支援センターの指定管理者の際にも、市としての統一的な指定管理者に対する考え方を持つべきだということをお話しさせていただきました。2巡目を迎えるに当たりまして、指定管理者制度というのは、多様化する市民のニーズにより効果的に効率的に対応するために、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上もされ、なおかつ経費の削減をされるのを目的とされているわけなんですけれども、2巡目を迎えるに当たって、公募をするか否かの判断基準についてどのように考えられたのか、それをお伺いしたいということ。

それから、ほかの事例についても、期間が5年に延びております。その根拠についてもお伺いしたいと思っています。指定管理者というのは公募が原則となっている。2点目に、公募をせずに引き続き同じ団体にやってもらうというのは、ここずっと続いているわけですので、愛西市として指定管理者制度の2巡目を迎えるに当たってどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思っています。

○企画部長（石原 光君）

一つちょっと御確認をさせていただきます。それは全体をとらえての話でしょうか。

○5番（吉川三津子君）

そうです。

○企画部長（石原 光君）

まず前段の、今回お願いしました5館の指定の関係についてではありませんか。全体の話ですか。じゃあ全体のとらえ方でお話をさせていただきたいと思います。

確かに議員御発言にございましたように、指定管理者制度のあり方というのは、今議員が申されたとおりであります。

それで、指定管理者制度導入に当たりまして、平成17年でしたか、愛西市の指定管理者制度の指針というものをつくっております。当然公募にするか、任意指定にするか、その一つの判断というものもその指針の中にきちっと位置づけておるつもりであります。例えば、今回、真野議員の方からも御質問がございましたけれども、特にコミュニティセンターの指定管理者制度、いわゆる公募をするしないという一つの基準、そういったものも指針の中に位置づけております。それはそれぞれの各施設の運用といいますか、形態、実態というのは違ってまいります。例えばコミュニティセンターの例を一つ挙げるとするならば、やはり公募を行わないことについての合理的な理由という一つの基本をもとに、地域住民が専ら使用している地域密着型の施設であって、やはり当然地域住民で組織する団体等、いわゆる地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できるという部分をとって、今回コミュニティセンターについては任意指定したというとらえ方をしております。

それと期間の関係ですけれども、当然指針の中にも期間の範囲というものがございまして、一応3年から最長5年という期間が設けられております。

それで、私今申し上げましたように、それぞれの現状、児童館にしろ、支援センター、あるいは道の駅、コミュニティセンター、それぞれの形態というか実態が違うわけであります。そんな中で、それぞれ原課の方が現状を踏まえた中で選定委員会にかけて、それぞれの期間というものを設定しているというような形でとらえております。

それと、昨年ですか、指定管理者の制度についていろいろ御質問をいただきました。ただ、今私が指針を設けたからといって、100%それがベターだというとらえ方はしておりません。当然基本となる指針は設けておりますけれども、より具体的なガイドライン的なものがある部分必要ではないかなあというとらえ方をしております。例えば施設の設置意義、あるいは設置目的、事業の目的の明確化というものも、それぞれの指定する館によって違うわけです。ある

いは市がこういったことをきちっとしてくださいというものも具体的に明確化を今後図っていく必要があるのではないかなあと、2巡目を迎えてそんなとらえ方をしております。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

私も、公募するか否か、市としてこの団体にやってほしいということで指名するのか、それは施設によっていろいろ目的も違うので、それは随時判断されればよろしいかと思うんですけども、この間、2巡目につきましては公募がされていない。そうすると、指定管理者制度としての利点を使い切れているのかなというのをちょっと疑問に思っております。その点、2巡目を迎えるに当たってどんな準備がされているのかということをお聞きしたくて今質問をさせていただいたんです。

これから道の駅のことも後で質問しますが、利益が上がった場合、そういった利益が上がったら、委託の金額を減らしたりとか、そういうことがあり得るのか。行政としては少しでもコストを下げたいということで、少しでも委託金を下げたいという思いがあると思うんですけども、担った指定管理者にとっては、やりがいのある環境というか、そういったことを維持したいということで、相反した二つの作用が働くわけですけども、愛西市としてはそういった面についてはどういったお考えなのかお聞きしたいということと、それから、もしかして2巡目を迎えに当たって公募したと、ほかのところが落としたということになると、引き継ぎとか何かが起こり得るわけですね。直営ならばそういう引き継ぎなんてないわけなんですけれども、引き継ぎには費用がかかるわけですから、引き継ぎ期間のですね。そういった点の費用はどこが持つとか、やはりそういった準備をされていかないと、2巡目に公募ができるような体制が今行政の方に整っているのかといたら、整っていないから公募をしないというようなふうにもちょっととれてしまうんですが、もしかして、そういった面において、2巡目に公募されるならば、そういった引き継ぎ等の経費についてはどのようにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

一つちょっとお願いをしたいわけですけども、公募がやはり前提なんですけれども、その原則というのは変わりありません。ただ、私が申し上げたかったのは、今議員おっしゃったように、施設の設置目的、あるいは今までの経緯の中で、ケースによって任意指定せざるを得ない、またするべきだというとらえ方も一方でありますので、それだけは御理解をいただきたいと思います。

それから、利益が上がったらどうするんだと。それはいろんなとらえ方があると思います。例えば市の方から、この年間の管理料でやってくださいよというある程度基本的な委託料を支払います。その中でいろんなやり方によって多少なりとも利益が上がるということも出てくると思います。それはそれで受けられた指定管理者の努力によってだというとらえ方もできますし、トータル的に見れば、やはりそれだけの利益が毎年毎年出れば、当然利益というものを一部そういったところへ回してもらいたいと。そのことによって委託料を見直すというものも、正直言って出てくるかもわかりません。ですから、毎年毎年の収支計画、あるいは実績という

ものもきちっと出していただいて、その中で内容を判断していくしかないだろうなど、現時点では、そんなようなとらえ方をしております。

それから、引き継ぎの関係ですけれども、少なくとも自分が所管しているコミュニティセンターをとれば、そういった引き継ぎというのは非常にスムーズにいくんじゃないかなあというとらえ方をしています。ただ、それぞれの児童館、あるいは支援センター、それぞれの施設、民の活力という部分がありますので、具体的に原課の方でもその辺の引き継ぎ、例えば業者が変わったという部分については、当然発生してくることが想定でき得ますので、私自身はちょっと具体的には申し上げられませんが、当然そういったものも必要とあれば視野に入れてきちっとやっていくべきではないかなあ。市が負担するしないというのは別ですよ、これは。そういったものを当然視野に入れて、次の段階の考え方を整理していくということが必要ではないかなあというふうに思っています。

○5番（吉川三津子君）

最後に、指定管理者は、やはり民の活力を有効に使うということですので、やっぱり利益の部分については慎重に考えていただきたいということと、引き継ぎの件をお話ししているのは、実際にほかの自治体で起こっていることとして、引き継ぎのときの経費をとらないがゆえに、前にやっていたところが全く引き継ぎをせず次ところが始めてしまうということ、せっかく積み上げたものがそこでまたゼロから始まってしまうようなことも起こっているわけですので、その辺についても今後考慮に入れていただきたいということで発言をさせていただきました。

最後にですが、委託事業というのは行政の責任で委託先を決定しますが、指定管理者制度においては、こうやって議会の中で議決がないと決まらないということで、行政の方としては、この指定管理者についてはどこが決定しているんだという認識をお持ちなのか、市長、その辺はどういう認識をお持ちなのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

当然こういった議案としてお出しする前に、私ども選定委員会を開いております。これは一般学識者も参加していただいたので設定委員会、その答申を踏まえて、市として指定管理者を決定していく。それに基づいて議案を提出していくと、そういう考えであります。

○5番（吉川三津子君）

最終的には、私は議会が決定しているということを思いますが、委託先とは全く違うんだという認識は当然お持ちということですね。ありがとうございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第72号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第72号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第72号について質問をいたします。

今回、立田の地域交流拠点施設についての新たな再指定ということであります。その点について、これまで指定を受け、これからも指定を受けますが、この団体に関して、特に現在の運営、例えば利益がどのくらい出ているのか。さっきの話もありますが、利益の問題とか、運営状況について話をまずお尋ねします。

それと同時に、やはりいろんな方からいろんな話としてあるのは、例えば生産物などを販売する施設が狭いとか、もうちょっといろんなことをやったらどうかとか、そういうような御意見も出ていると思いますが、交流拠点施設、ふれあいの里の今後の拡張などの予定について考えがあればまず答弁をお願いします。

○経済建設部長（篠田義房君）

まず第1点目の、施設の運営状況というお尋ねでございますが、私ちょっと申しわけございません、管理状況というふうに通告いただいていたものですから、合計数字はつかんでいないですが、月別の売り上げ状況を御報告させていただいて、それで答弁にかえさせていただくわけにはいきませんか。

○10番（真野和久君）

とりあえず、はい。

○経済建設部長（篠田義房君）

まず17年度ですが、4月が2,524万9,066円、5月が2,553万3,795円、6月が2,424万6,671円、7月が3,261万3,145円、8月が2,799万2,335円、9月が2,623万480円、10月が3,414万1,675円、11月が2,682万4,160円、12月が2,918万4,656円、1月が2,581万3,555円、2月が2,760万5,555円、3月が3,138万7,285円、1年間を通しまして3億3,700万円ほどになると思います。

18年度ですが、4月が3,739万645円、5月が3,620万8,196円、6月が2,594万410円、7月が3,351万9,025円、8月が3,366万1,025円、9月が3,520万6,796円、10月が3,760万9,500円、11月が2,856万5,446円、12月が3,631万2,900円、1月が2,602万2,365円、2月が2,927万5,270円、3月が3,420万7,874円、ざっと1年間で3億9,400万円弱になると思います。

19年度ですが、11月までしかつかんでおりません。4月が4,041万4,209円、5月が3,666万8,815円、6月が3,037万9,650円、7月が3,474万1,225円、8月が3,238万9,590円、9月が3,585万1,380円、10月が3,608万9,658円、11月が2,933万4,390円。先ほどと比較していただきますと、17年に対して18年は毎月売り上げが上がっていると思いますし、18年と19年と比べますと、8月と10月は100万円少々マイナスになっておりますが、あとの月はみんな前年の月の

売り上げを上回っております。これが一応運営状況です。これに若干梱包して配送なんかしますので、そういった手数料とか、自動販売機の手数料もこれに加わるとは思います、一応これは各お店ごとの売り上げの状況を合算したものです。

最後2点目の、拡張の御質問をいただいたわけなんです、確かにそういうような声も聞き及んではおりますが、ただこれは、自分たちのお店という感覚で、農業者は農産物の直売、それからあと生活改善のグループは特産品に手を加えて加工したものとして売ること。レストランの方は、実際特産物を生かしたようなものを使って、そこで召し上がっていただけるようなという、そういった3通りの方法でお店の運営をやっておるわけなんです、それを一つの立田ふれあいの里運営連絡協議会という会をつくって、いろんな部会合を持っていろいろ打ち合わせをやるわけなんです、やっぱりこれ以上広がると、管理・運営そのものに、というのは、それにかかり切っておみえになるわけじゃないもんですから、自分たちも商品なんかを持ち寄って、代表役員なんか意見聞いて、それを役員会で協議・検討して、いろんなイベントを考えたり、消費者を呼んで、どんなものを皆さんはお求めになりたいと思ってみえますかとか、そういったニーズも聞きながら、いろんな把握をしながらやっておりますので、日常の業務を持ちながら、なおかつそういうところをやってこうと思うと、これ以上大きくというのは、実際管理面としてえらいんじゃないかなあと聞いています。特に役員さんをやってみえる方というのは、ある程度私は費用弁償をもらっていただいてもいいんじゃないかと言っているんですけど、そういったこともなしでやっておみえになるもんですから、やっぱりその辺を理解していただいて、今の建物、施設の状況の中で、この選定委員会の中でもいろいろ意見を出されましたけど、もう一工夫、こういった工夫をすればもっといけるんじゃないかというお話をいただいた方もありますので、そういった御意見等も今回議案として御提案申し上げまして、これを御議決いただければ、協定を結ぶ際にそういった意見も伝えていきたいなあと思っておりますので、現在のところ拡張ということは考えておりません。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

先ほど少し答弁等もありましたので、簡略化するところはさせていただきますが、直営と比べてどんな利点を感じていらっしゃるのか、1点お聞きしたいということと、先ほども利益についてお話がありましたが、いつ行っても車がたくさんとまっていて、大変うまくいっているなということで大変うれしく思っているんですけども、先ほど言ったように利益が上がった、じゃあ今市の方から投資している金額について何らかの削減をしていくのかとか、そういったことについてどう考えているのか、お聞かせいただきたいとします。

先ほどちょっと、費用弁償等もいただかずに行っているということで、決算書等を見せていただいたんですけども、随分繰越金もおありなので、できるだけ何とか一生懸命やられる方が励みになるようなふうになるといいなあとということ、一つ感想を添えさせていただいて、2点についてお聞かせいただきたいとします。

○経済建設部長（篠田義房君）

直営ということは、市直営というふうに理解させていただいてよろしいですか。

議員は立田時代から、公共の施設をつくった事情というのは御存じだと思うんですが、まずその点に1点目は目を向けていただきたいと思います。いわゆる農業関係のいろんなものが価格低迷の中であえいでいる中、一つの光といいますか、農業に関して活性化を図りたいということ。お年寄り、高齢化等の農家世帯についてはなかなか、共選ということで市場等へも出せない。近くで昔のように津島の市場へ持っていけば現金が得られるといったお話等もあったことから、今はやりの道の駅等の中でそういった生産者がじか売りできるようなものがあるといんじゃないかということで出だしたのがこの地域交流拠点施設というものです。後ほど道の駅の指定ということで、北は北海道から南は沖縄まで、立田ふれあいの里は愛知県のこの辺にあるという、そういう位置指定も地図で見ていただけるとのこと。それが一つの広告宣伝になるということで始まったものであります。幸いそれが当初の計画に比べていい方へ誤算が行っておりまして、ありがたいお話なんですけど、直営にしますと、やっぱりどうしても自分たちのお店という感覚が薄れると思います。先ほどの真野議員の御質問の中でも少し触れさせていただきましたが、自分たちのお店、自分たちはどういう農産物をつくっていくと消費者の方が喜んで買ってもらえるのか、それをイベント等触れ合いの場でじかに生産者が耳にすることができます。それはもう何を言うやでありまして、売れる商品がつかれるということは、それだけ農業に、例えば7月、8月は夏野菜が少ないけれども、こういったものをつくれれば消費者の方が喜んでいただけるのか、やはり自分のお店という感覚、意識を持てばやる気になっていただけるということ。それをまた自分たちが企画・計画したイベント等で実際に目にできますし、実際そういう交流の中でいろんなお話が聞けたという声も聞いております。その辺がやはり自分たちのつくった会の中で運営をされるというのが私は利点になっているんじゃないかというふうに思っております。

そういうことを聞けば、当然、先ほどの2次加工する分野の場所におきまして、売れる商品がつかれるということは、それだけ愛西市の特産品の売れ高が増すということになりますので、そういった意味でいいんじゃないかというふうに思っております。

3点目の利益と委託金の関係については、先ほど企画部長が議員の方へお答えをさせていただいたとおりなんですけど、難しいんですよ。一生懸命やって稼ぐと、じゃあ市はそれを吸い上げるのかとなります。おれたちは、自分の売り上げももちろん上げたいんだけど、ある一面では、任された以上、自分たちの楽しみとしてこれだけ売り上げをした。当初の計画に比べたら3倍も4倍も上がったから、じゃあ市がみんなこの委託もこの委託もあんたのところやれという、先ほど私が申し上げたような、皆さんのやる気をそいでしまうようなことにもなります。ただ、議員がおっしゃったとおり、この売り上げ状況から、今回、議会で提案申し上げて御議決がいただけるのであれば、例えば消防施設の点検費とか自動扉の関係、それから施設内の清掃、特に高いガラスなんかは無理だということで市の方でやっておったんですけど、そういった関係もおたくらでやれないなら、業者に委託するなりしてやってほしいと考えてい

ます。あと受水槽等の関係もある程度市の方と指定管理者の方と案分をするという考えでお願いができないかということで、まだ現在これは御議決いただいていないものですから、話し合いの協議をしているところであります。以上です。

○5番（吉川三津子君）

財政難ということで、やはりいろんな面においてちょっと辛口の御意見もいただくことがあります。しかし、やはり指定管理者制度の特性とやる気というのがとても重要だと思いますので、その辺、慎重に調整しながら進めさせていただきたいなというふうに思っています。私も直営のことも質問いたしましたし、財源のことについても質問いたしました。質問したから直営にしろと言っているのでは決してありません。今の状況が大変皆さんの励みになっている部分もあって、大変いい状況ではあると思いますが、やはり予想した状況とは随分いい状況にあると思いますので、お互い話し合いを持ちながら、よりよい状況を目指していただきたいという意味で質問をさせていただきました。

最後に、今の道の駅、地域交流拠点施設に市として投入している金額について、ここ数年の推移がわかればお聞かせいただけますでしょうか。今お持ちではございませんでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

今お聞きになったのは、市の予算の中でどのくらい見ているかということですか。

○5番（吉川三津子君）

決算書を見れば済むかもわかりませんが、ことしについては幾らぐらい今のところ入ってくるか。

○経済建設部長（篠田義房君）

申しわけありません。ちょっと手元に資料を持ち合わせていないので、御勘弁いただきたいと思えます。

○5番（吉川三津子君）

後で結構です。

○経済建設部長（篠田義房君）

はい。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

議事の都合上、ここで10分間ほど休憩をし、14時30分から再開をいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第75号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは質問いたします。2点お尋ねいたします。

1点目は、ページ数でいいますと15ページです。総務費の基金費、地域づくり振興基金の積立金についてお尋ねをいたします。

議案説明の中でも触れられておりましたが、この条例の市民の連帯の強化、一体感の醸成、地域の振興に要する経費の財源としてこの基金が積み立てられていると。条例制定以来、間もなく3月の末で2年になるわけでありますが、この5条の運用益を利用した事業、そして第6条のこの基金を処分したときの事業について、それぞれ具体的な事業計画の事例の検討というものは、この2年間進んできたのか。運用益を活用するという5条の関係については、一般的な話は聞いておるわけですが、ただ漫然と、具体的にそのあたりの検討もせずにとただ積んでいくということじゃなくて、事例の検討というものはやらなくちゃいけないというふうに思いますが、どのような状況にあるのでしょうか。

二つ目は、強い農業づくり事業、19ページですね。いわゆるトンネル予算と申しますか、特にこのような予算の場合、この前も産直施設の問題について、結局返還するというような事態がありましたし、どのようなチェックをしているのか。トンネルだから、別にそう細かいことをチェックしなくてもいいということなのかどうか。大縄のカントリーエレベーターについても、かつて利用率の低さという問題について、たしか会計検査院にも指摘をされていると。改善を求められているというふうに聞いておりますが、現在、カントリーエレベーターについての利用状況はどのようになっているのか。指摘の改善というものは行われてきたのかどうか。

また、色彩選別機の導入によって、もう少し具体的に、どのようなメリットがあるのか。またそれを導入することによって、利用状況も改善されるものなのかどうか、やはり市としてもそこら辺はきちっとチェックしていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

それでは、地域づくり振興基金、2点御質問いただきましたけれども、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の、運用益の事業についての御質問でございますが、これは御案内のとおり、昨年の3月定例会に条例を制定いたしまして、昨年の12月に10億、これも補正予算で御議決をいただきまして、積み立てを今現在しております。

それで、議員今御発言がございましたように、この地域づくり振興基金につきましては、この基金の利息を愛西市の連帯感の強化、一体感を醸成する事業、あるいは市民全体で行う事業、

今現時点でその事業に適用するといいますか、考えられる事業といたしましては、納涼祭りがありますし、それから文化祭、あるいは体育祭、体育大会ですね。そういったものが一つのそういった事業に該当するのではないかと。それで、今年度現時点では会計室長の方で資金管理をしていただいておりますけれども、昨年10億積みましたその運用益が、大体決算年度末で500万円ぐらい出るのではないかなあと。それで、この500万円の充当分については、当初予算でも御説明申し上げたと思いますけれども、19年度につきましては、納涼祭り、そういった事業に充当していきたいという考え方でおります。

それから、処分したときの事業といいますか、そういった事例を当然視野に入れて検討していかないかんじゃないかという御質問でございますが、ただこの基金といいますか、一つの当初の考え方はですね。まず、国の方の方針が、最初合併特例債により積み立てられた基金については、議員がおっしゃいましたように、果実運用型基金で、当然取り崩しは想定ができないものでした。ただ、ちょっと国の方針も変わりました、現在は、借り入れた金額のうち、例えば償還が済んだ分だけについては取り崩してもいいよという見解を打ち出しております。それで、この方針の変更によりまして、愛西市地域づくり振興基金でも、借り入れた分について償還が済んだ分について取り崩し、そういった事業に充当していくという考え方もできるわけですが、ただ、現時点で元金を取り崩すという考え方は持っておりません。当面は果実運用型といいますか、そこから発生する利息をそれぞれの事業に充当していきたいと。ただ、議員おっしゃるように、当然上限28億4,000万円積めますので、昨年の議会でも、私は、余裕があるならば28億4,000万円積んでいきたいということも申し上げたこともありました。それで、今はそういった事業に充当していますけれども、ただ将来の愛西市、これまでもいろんな議員の方から質問がございましたけれども、やはり何か愛西市が表へPRできるような事業というのが今後必要になってくるんじゃないかなあと。当然必要でありますので、そういった事業の計画が起きてくれば、当然今の何百万円という財源ではできませんので、そういった将来に向けての財源という形で今後積み立てをしていきたいと。ただ、今現時点では、取り崩した基金をこういった事業に使いたいという個々具体的な検討は、まだ現時点ではしておりません。

#### ○21番（永井千年君）

昨年の10億円を積んだときから、そのときは果実運用型だけだったのが、その後、償還分については取り崩してもいいよというふうに変わったということなんですか。その際、最初の10億円を積んだときにはソフト事業ということだけだったわけですが、当然金額も大きくなりますし、それはハード事業として使うということも含めて、償還の終わったものについては何に使ってもいいよと、そういうことなのかどうか。今後どのような金額が償還が済んだ金額として確認することができるのか、ちょっとその数字を教えてくださいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほどお答えしたとおり、将来的にはそういった表向けの大きな一つの市民との融和的な事業というのは当然必要だということも申し上げましたが、ただその中に、ハードという部分については、当面、今現時点では考えられにくいんじゃないかなあとというふうに思っております。

それで、償還ですけれども、昨年借りた10億円、これは1年据え置きで20年償還となっております。ですから、1年据え置いて、ようやくこれで20年度から償還が始まってきますので、その辺の償還の経緯と申しますか、それは当然償還計画表がありますので、それに基づいた形で順次推移していくものというふうに考えております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

2点目の御質問にお答えをさせていただくわけですが、質問された議員も御承知のとおり、最近の農業関係を取り巻く状況というのは大変な状況下にあると。それは競争の激化もありますし、長期低迷する農産物の価格の問題等が最近叫ばれております。今回、JAあいち海部の方から、米等の高品質化を図るには、色彩選別機、こういったものを設置することによって、農業経営者、とりわけ米の生産者関係については、所得の向上や経営の安定、そういったものにつながるということで導入をさせていただくように上部機関の方へお話をしてきたので、当愛西市の方としても予算に計上をいただきたいという御依頼があつて今回お願いしたものでございます。

議員御質問の中で、以前の産直施設の方と比較をされまして、その辺のチェックはどうかというお話があつたわけなんですけど、前回と違う点が多々ございます。

といいますのは、まず1点目は、この19年12月議会に補正をお願いしたいというのは、一応農協の都合としては20年度ぐらいにという予定をいたしておつたわけなんですけど、県等の執行残の状況で、機械を買って設置をすればできるということで、いち早くそれを取り入れることによって、少しでも早く事業効果を上げる。それには、さっき申し上げたように、購入して設置ができる、それだけの作業ですので、19年に前倒しをして、より効果を上げたいというのが1点あります。

うちの議会の可決・承認をいただきませんと、当然申請には至りませんので、先ほど申し上げましたように、そういったあいち海部農協さんからの御依頼で補正を上げておりますので、書類チェックということにつきましては、現時点ではさせていただいておりません。

それと、もう1点違うところがあるわけなんですけど、JAあいち海部へ補助金が最終的には渡っていくものでございますが、代表して愛西市の一般会計の補正予算の中をくぐっていくものでありまして、これがJAあいち海部農協という行政区の管轄で申しますと、弥富市さんもございますし、津島市さんもございます。蟹江町、飛島村もございますので、産直で例を挙げられたように、当市のある団体の方へ、同じトンネルにしても出すものと若干状況が異なりますので、私の方だけでこの問題についていいとか悪いとかというのはちょっと申し上げるべきものでもないというふうに私は思っておりますので、その点は御理解をいただくようお願いいたします。

それから、カントリーエレベーターの関係のことについてもお尋ねでございますが、申しわけございません、私、率については、手元に資料を持っておりませんのでお許しをいただきたいんですが、利用率については、ある一定規模のところまで改善されて、その問題についてはいいやに聞き及んでおりますので、それでもってお答えにかえさせていただきます。

それから、色彩選別機の内容と、その導入によってどうかという御質問もあったわけなんです、この色彩選別機といいますのは、米等を扱う場合、当然もみから精米になってくるわけなんです、そのお米の中に斑点米とか、ちょっと虫が食って黒い色がついているというんですか、そういった粒のものとか、それから小石とかガラス等が収穫時のときにまざって入るのが往々にしてございます。この色彩選別機を導入いたしますと、そういったものを一切選別して振り分けてしまいますので、米の高品質化が図れるというものです。いわゆる1等米というんですか、俗に言う1等米を選別できるということで、先ほども申し上げましたけれども、米生産者の所得の向上、それから安定経営を図れると、そういった面で大きい効果があるんじゃないかということで今回お願いしてございますので、よろしく願いをいたします。

## ○21番（永井千年君）

J A海部は、複数の町村が守備範囲ということですが、他の町村、弥富市や津島市や、その他については、今回、愛西市においてこのような予算が計上されている、内容はこういうことであるということで、これは愛西市から何か協議したり説明したりということがあるんでしょうか。それとも、それは農協のやることなんでしょうか。その点を1点教えてください。

それから、1等米ということですが、これは今の米価格1万1,000円という数字からして、米価格への反映というのはどの程度のものなのか、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

私正直ですので、内輪の話を全部してしまいますが、農協さんに対し本店は津島にあるんじゃないかと申し上げました。海部農協のときも佐織さんに本店があつて、佐織町さんの一般会計の中で代表町村として計上していた経緯があるので、本店がある津島市さんでどうだという話を農協さんの方へさせていただきました。農協さんいわく、いわゆる米の受益関係、とりわけ今回は大縄カントリーエレベーターの方へ色彩選別機を入れますので、その受益地の一番多い愛西市でお願いをしたいということでした。関係する市町村については、当然農協さんの方からお話があるというように私は踏んでおります。

それから、米価の価格へ直接どのくらいの影響があるかというのは、私ちょっと金額ではお示しをしかねますが、ほかの議員さんで一般質問の中でも触れてみえる議員さんがお見えになりますけど、やはり私も農家の関係を少し扱っておりますけれども、ただつくれば売れるという時代は終わりましたので、やはり今は、消費者の志向としては、高品質、味がよいとか、うまいとか、議員も多分御存じじゃないかと思うんですけど、精米機なんかを見ても、8分づき、7分づき、上白というんですか、いろいろなランクに分けて、どうも聞くと、かなり上白とか何かの精米率が高いやにうわさでちょっと聞いておりますけれども、それと一緒に、お米でも、先ほど私が申し上げましたように、ちょっと虫が食って黒い斑点米とか黒い色がついたお米がまざっているよりかも、やはり真っ白なお米ということで、品質のより高いものを消費者は好まれる傾向にありますので、そういった面では、価格もさることながら、あいち海部農協のお米は色彩選別機を使っていて、お米の粒なんかもきれいだし、いいよということになれば、た

くさんのお米が各地へ出回るというふうに私は考えております。よろしく申し上げます。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

1点は、市債のうち、親水公園整備事業債1,000万円が計上されておりますが、事業内容と、設計はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

2点目ですが、第3子保育料無料化事業補助金136万7,000円が計上されておりますが、対象者への連絡と人数はどうなるのか。また10月から行うということですが、保育料は既に支払い済みになっておりますし、どうなるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

まず1点目の、親水公園整備事業の関係で、地方債の関係ですが、事業的には私どもの所管になりますので、私の方から御答弁をさせていただきますが、設計額はマル秘事項でございますので御勘弁をいただいて、まず19年度の工事の分につきまして、地方債が追加補正されておりますので、それについてお答えをさせていただきますが、11月28日に入札を実施いたしております。親水公園の東ブロックの南側の方ですが、契約金額1,375万5,000円で発注いたしました。擁壁の高さは1メートルで、延長の長さは120メートルでございます。よろしく申し上げます。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、周辺のこの周りを囲うというのか、そういう形で土盛りをして整備するということでしょうか。東側の親水公園には子ども広場、デイキャンプ場、ちゃぷちゃぷ池など、子供たちが楽しみに待っている施設が計画として以前からあるわけですが、親水公園にふさわしい公園整備がそういう点では求められていますし、愛西市にはそういった施設も、今のところ公園も少ないということで、近くで子供たちが伸び伸び遊べる公園が欲しいということで佐屋地区で親水公園という計画がされたわけですが、以前からもこの東側の整備については、駐車場が狭いからというような声もあって、駐車場になるのではないかという危惧を私もしているんですが、やはり子供たちの楽しみを奪わないようにしていただきたいんですが、今後の計画が具体的になっておればお聞かせ願いたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

大変申しわけございませんが、私、この19年3月議会、たしか19年度当初予算の議案質疑ということで議員の方から御質疑があって、そのときにお答えをさせていただいていると思うんですが、当面やらなければいけない事業がたくさんありまして、親水公園の東側については、とりあえず県の補助を受けながら、周囲を、L型といいますけど、擁壁で囲って、そういう事業を行って、大きい大会なんかは現在の駐車場では車がとまり切れないというような声も親水公園の方から聞いておりますので、そういったときの駐車場に、それから、あつてはならないことでございますけれども、災害等があったときには、そういった避難所的な場所ということで、当面そういう形で進めさせていただきたいと、こういう御答弁を申し上げたと思うんです。

が、現在もその考えに変わりはありませんので、よろしく願いをいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

当面はそういう形で進めるとしても、将来的にはということで計画があると思うんですね。そのための計画ではなかったのでしょうか。親水公園と銘打っていて、そのための土地購入も、周辺の地権者の方にも、そういった形であそこを整備するということで提供されておると思いますが、やはり当初の目的をきちっと果たしていただいて、これからきちっと整備していくというお話でしたらわかりますが、当面、東側を全面駐車場にしちゃうなんていうのは、駐車場だったらほかでもその気になればできるわけですから、そういう点では、あそこはあくまでも親水公園の整備をするということで計画をしてきたわけですから、そんな駐車場に変わるようなことは、地域の住民は納得されないと思うんですが、その点はいかがでしょう。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員のおっしゃることは、よく私も理解をさせていただいているつもりです。

先ほど2回目の答弁でお答えをさせていただいたように、市として進めなければいけない幾つかの事業がございます。そちらの優先度をはかったときに、やはりそういった優先すべきという事業の方へ先に財源を充てさせていただいて、当面そういうような形でやらせていただきたいとお答えを申し上げたのがそれでございます。

といいますのは、2回前の議会のときでも、議員の中で私ども執行部の方へいろんな御意見をいただきました。今議会でも出ておりますけれども、行政改革を進めなければならないというものです。また集中改革プランという中で、その中でやり切っていくべきじゃないかとか、そういった厳しい御意見もいただいておりますので、私個人として、財政が許されるのであれば、議員がおっしゃるように、20年度、来年度からでもやらせていただけるものならばやらせていただきたいと思うんですが、やっぱり議員皆さん方のいろんな御意見を伺う中で、財政的にも当愛西市はよくないんじゃないかということで、あれもやる、これもやるでいいのかという厳しい御意見をいただいている中で、やはり優先順位というのはつけるべきなんで、計画は計画で佐屋町時代さんからの計画というものは当然お受けしておりますので、私の胸の中に持っております。そういった計画を今回ゼロにするということではございませんので、その点で御答弁をお許ししたいと思います。

#### ○26番（宮本和子君）

ほかにはいろんな考え方の議員さんもありますが、やはり優先すべき事業の一つだと私は思うんですね。体育館ができ、そしてグラウンドを整備、西側を整備して、これから東側というのは周辺の住民の方は期待をされておりますし、そういう点では、今本当に愛西市に子供が安心して遊べる、楽しみのあるそういった公園がないということからいっても、やはり子供たちに夢を持たせる、若いお母さんたちに、あそこに公園ができるという意味では楽しみにしておられるんです、実際にね。だから、そういう点では本当にこれは優先すべき事業だというふうに私は考えますので、そういう点では、隅っこに置かないで、頭の真ん中に置いていただいて、ぜひ市長も含めて優先事業の一つとして推進をしていただくように要望いたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

3子保育料無料化事業費補助金につきまして、対象者への連絡、人数、あるいは10月からということで支払い済みの分はどうするんかというお尋ねでございますが、連絡につきましては、大体人数は39名ほどになるかと思いますが、保育園を通じて保護者の方にお知らせをするつもりをしております。また、1月号の広報にも掲載をさせていただこうというふうに思っております。

それから、10月分からですので、今年度の分でございますので、還付という形をとらせていただきまして、歳入の方の分担金及び負担金で保護者負担金の方を減額させていただいておるわけでございます。そういった形で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

そういった意味では、今まで保育園に3人いないと3子目は保育料の無料化はならなかったわけで、上にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいても、3人目が保育園にいれば保育料が無料になるということでは、3子目を産んで育てたいというお母さんたちは、これからそういう点では本当に助かる話ですが、この場合、県が2分の1負担、愛西市が2分の1という負担の割合でよろしいでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

はい、県2分の1、市町村2分の1と、そういう制度になっております。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、今後もこういったことで3子目の保育料が無料化になるということで、今後もふえると思いますので、子育て支援の一助になるという点では大変喜ばれると思います。これもずうっと継続をされる予定ですよ。県が打ち切るという話はないですよ。時たま途中でしごを取られるというような話も聞くので、制限はないんですね。これからずうっとやられる制度ですよ。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まだこれは始まったばかりの制度でございます。そういうことをちょっと私の方から言い切ることではできませんが、県からは、始める前に会議がありまして、ぜひ全県下で取り組んでほしいという話がありました。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の福祉有償運送運営協議会についてお伺いしたいと思います。

これ、安い値段でタクシーが走るということなんですけれども、福祉タクシーも最近では広まっておりますし、民間タクシー、巡回バスなど、市としても進められておりますが、具体的な内容。それから、こういった福祉タクシーや民間タクシー会社や巡回バスへの影響。それか

ら、こういった人を対象にこれが実施されるのか、教えていただきたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まず対象者でございますが、高齢者、介護認定を受けてみえる方、あるいは障害者、身体に障害がある方、知的に障害がある方、精神に障害がある方、そういった3障害の方を対象としますが、単独で移動が困難な方ということで、愛西市だけでは約5,000人弱の方が対象になるわけです。したがって、単独で行動が困難ということになりますので、巡回バス等との競合はないのではないかというふうに思っております。

具体的には運営協議会、今回負担金をお願いしておるわけですが、運営協議会におきまして審議をされまして、オーケーという答えが出ますと陸運局の方の届け出をしていただきまして、初めて利用できるわけですが、事前に登録をするということがまず前提で、いきなり電話をかけて、来てくださいと、そういうものとはちょっと違ひまして、事前登録ということになります。利用の範囲は、外出であればどんな理由でも結構でございます。利用料のお話が少しありましたが、国の方の指針で、おおむねタクシー料金の2分の1を目安にするというように指針が来ております。したがって、ドアからドアということですし、事前に登録をしていくということになりますので、ガイドヘルパーのような役割もしていただければ、単独での移動が可能になるということで、家族の負担の軽減にもなるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

これが具体的に、介護保険とか自立支援法とか、そういったところでさらに市として補助できるような仕組みになってくるのか、これが単独で動くのか、また広報についてはどうなるのか、その辺についてはこれから協議されることでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもも、先ほど少し触れていただきましたが、巡回バスとかストレッチャー付きの車の外出支援だとか、そういったことを今既に始めておるわけですが、こういった制度ができますと、そういったところの整合性は一度じっくり考えてみなきゃいけないかなというように思っております。そういった中で、今後のそういうサービスをどういうふうに組み立てていくかということになるかと思っております。いずれにしても、まず協議会を開きまして、この事業が適切かどうか、やれるかどうかという判断をまずいただきたいというふうに思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

すみません、最初に言うのを忘れました。あともう1点、児童館の民生費、児童福祉費、児童館建設費についてお伺いしたいと思います。

この問題について、私何度も発言をさせていただいているんですけれども、放課後子どもプランを愛西市としても取り組んでいくという考えを議会の方でも示していただいておりますけれども、放課後子どもプランというのは、放課後子ども教室と放課後学童クラブを学校内で行うことが基本となっております。ほかの自治体でも学校の敷地内に児童クラブ用の建物を建て

たりということが随分進んできていると思います。今の子供の安全面を考えると、学校内でそういったものがされるということが一番安心ではないかなと。運動場も使えばいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、愛西市においては、基本パターンから外れた形で学校外に児童館を建設するというを選択されているわけですけども、この愛西市の放課後子どもプランにおける学校でのいろんな事業の役割、それから児童館の役割をどう分けて考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

放課後子ども教室につきましては、文部科学省が実施するわけですが、すべての子供を対象にいたしまして、その中で希望する子供さんに、放課後、指導員の方は安全管理員さん、あるいは学習アドバイザーの方がなられるわけですが、さまざまな体験活動、あるいは学習、運動、地域住民との交流活動など、そういった、どちらかといえば学びと体験の場を提供するというふうになっております。時間につきましても、学校のある日の授業終了後から5時までということで進められております。

放課後児童クラブにつきましては、対象児童が昼間家庭に保護者がいない小学校の低学年の児童が中心になるわけですが、実施につきましては、平日の場合は授業終了後から午後6時30分まで、学校休業日につきましては午前7時半から午後6時半までということで、こちらの方は、どちらかという遊びと生活の場、親さんたちが家に見えないわけですので、生活の場というものを重視して、児童更生員が子供さんたちの成長の援助、あるいは働きかけをするということでございますので、役割等は、子供さんへの処遇の仕方、あるいはその役割も違うんじゃないかなというふうに考えております。

それから、学校の中で一体的というようなお話がありましたけれども、学童保育の新しい要綱でいきますと、同じ建物内で両方実施する場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース、または専用の部屋を設け、生活の場としての機能が十分に確保されるよう留意することということがありますので、現状の今の学校の空き教室等を見ますと、そういったものはちょっと難しいんじゃないかなということも思いますので、児童館、子育て支援センターを建設していく必要があるというふうに考えております。

#### ○5番（吉川三津子君）

私としては、学校内に学童クラブ用のものを建設しというふうに申し上げたんで、空き教室を利用してという意味で申し上げたわけではないんですね。

あと児童館というのは、学童保育だけに使われるわけではなくて、放課後子ども教室と同じようなイベントも児童館で組まれるわけです。そういった面から、私は重複ということもあると思うんですけども、その辺の整理が十分できないまま計画が進んでいるんじゃないかなと思うんですが、児童館の役割として、そういったイベント、児童館が子供たちが授業が終わった後、学童保育だけに使われているわけではないと思うんですね。そういった面からいろいろ重複の面が出てくるんじゃないかなというふうに私は考えているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

児童館につきましては、ゼロ歳から18歳未満の子供さんを対象にしておりますので、そういった部分からもやはり子ども教室と違う部分があるというふうには思っております。

それから、児童クラブと一般で来館する子との関係ですけれども、確かに私も旧佐屋の時代に児童館の先生方とよく話をさせていただいたのは、児童クラブが児童館で始まることによって、一般の子が締め出されるのではないかというような懸念をそれぞれ職員も持ち、私たちも持ったわけですけれども、そういうことのないよう、両者が一体的に仲よく遊んでいただける、そういうことには気を使って運営をしております。

**○5番（吉川三津子君）**

私としてはなかなかすっきりとしないんですけれども、児童館の役割と学校での役割というものを明確にさせていただきたいなというふうに思うのと、それから保護者の方たちにこの違いというのが十分に伝わっていないと思うんですね。ですから、放課後子ども教室と学童保育がどう違うのか、何の目的でやられているのかということをお伝えいただかないと、子供がよい保育なり教育が受けられないということになりますので、その辺はしっかりと保護者の方にお伝えさせていただきたいということで質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、27番・石崎たか子議員、どうぞ。

**○27番（石崎たか子君）**

それでは、児童福祉費について、8、9ページ、合併補助として1,800万円が補助金として入りますが、これは16、17ページ、児童館建設費において建設費の中に入っております。これは12、13、15に関連して、二つの館に振り分けられるのか、どちらか一つなのか、まずお尋ねいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

まず、合併補助金1,800万円の充当先という一つのとらえ方をしました。それで、今年度、議員御案内のとおり、北河田を初めとします児童館3館の用地取得費を始めまして、そういったものを対象として、今回一応造成工事という形で、3館についての造成工事をお願いしております。

それで、今回の合併補助金につきましては、申請方法がそれぞれでなくて、この3館の造成工事費に対して申請を上げております。ですから、3館分に対しての1,800万の補助金という一つのとらえ方で造成工事費に充当するというとらえ方でお願いをしたいと思います。

**○27番（石崎たか子君）**

児童館の造成工事をされるということは、土地買収が済んだと思われませんが、これは三つでしたね。3,500平米ぐらいでしたでしょうか。土地購入費9,000万円というのが上がっていたと思いますが、全体で幾らになりましたか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

申しわけありません。用地費購入の資料は、ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、

また資料を出させていただきます。

**○27番（石崎たか子君）**

じゃあ足りたわけですね、その中でおさめていただけたということは。また教えてください。

それでは、生活保護費でございます。18、19ページ、負担金等返還金として1,167万9,000円が上がっておりますが、これは18年度の実績のもとに精算金だということで説明をお聞きしておりますが、どうしてこんな高額になったのか、できれば内容を教えていただきたい。扶助費についてのお願いをいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

生活保護費の1,167万9,000円でございますが、この仕組みでございますが、一応12月、1月等に、そういう時期に年度内の分を見込んで交付申請をするわけでございます。したがって、2月、3月等の実績などに変更がありますと、もらい過ぎていた分についてはこういうふうな返還金が生じるわけでございますが、ここの項目の予算規模につきましては2億8,000万円ほどの年間の予算でございますので、そのうちの1,000万円ということになりますと3.9%ということで、もともとの規模が大きいものですから、こういったちょっと大きな金額になるかと思っております。よろしくお願いたします。

**○27番（石崎たか子君）**

では、生活保護家庭に何かしわ寄せが行ったというあれじゃないわけですね、この見込み額というのか、お願いたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

あくまでも事務手続の関係で返還が生じたということで、一般の保護世帯に支障があるものではございません。

**○27番（石崎たか子君）**

それでは、あと総務費の中の基金費についてでございますが、先ほどの御答弁の中で、盆踊り、文化祭などにこの利子を充てていきたいと御答弁なさったんですが、これは20年度からそのようにされるのかどうか、お尋ねいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

議員おっしゃいましたように、当然10億円積めば、そこから利息が発生します。それで、先ほど申しあげましたように、19年度既に当初予算にも一部充当計画というものを上げておりますし、19年度につきましては、先ほど申しあげましたように500万円ぐらい利息が発生しますので、その財源の利息分を納涼祭りに充てていきたいと。ですから、19年度からスタートはしております。

**○27番（石崎たか子君）**

この地域づくりの振興基金としては、最後もう1年度、28億4,000万円ということでお聞きいたしておりますが、これは一切建物などに使えない、一体化の基金だということで、ソフト面ですね。せつかく4町村一緒になったわけですので、何かこれからだと言っているうちにま

た忘れられそうなものですから、ぜひ企画を早くしていただきたいということも要望いたしておきます。

そして最後、農業水産費の中で、農業づくりでトンネル予算ということで説明を受けたわけですが、これは以前にカントリーのトンネルはあったわけですが、なぜ私たちは直接これをされないのかなあと少し理解ができない点がございしますが、市としては、これに対して補てんというのか、一切そういうことはされないのか、お尋ねいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

一切いたしません。

○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

それでは他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第76号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第76号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第77号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第77号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第78号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第78号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第79号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第79号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・請願第2号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・請願第2号：子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・委員会付託についてを議題といたします。

議案第59号から議案第72号、議案第75号から議案第79号、請願第2号、陳情第14号から陳情第20号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

あすの継続会は午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。以上です。

午後3時25分 散会

